

予算特別委員会資料

令和4年度予算説明書

建設局

目 次

	頁
I 建設局予算の概要	5
II 建設局所管歳入歳出予算総括表	18
III 一般会計	20
1. 歳入歳出予算一覧表	20
2. 歳入予算の説明	21
3. 歳出予算一覧表	25
4. 歳出予算の説明	27
5. 債務負担行為	37
IV 駐車場事業費	39
1. 歳入歳出予算一覧表	39
2. 歳入予算の説明	40
3. 歳出予算一覧表	41
4. 歳出予算の説明	42
V 下水道事業会計	44
1. 業務の予定量	44
2. 収入支出一覧	45
3. 予算実施計画の説明	46
4. 令和4年度神戸市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	50
5. 令和4年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表	51
6. 令和3年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表	53
7. 債務負担行為	55
8. 企業債	56
9. 一時借入金	56
10. 予定支出の各項の経費の金額の流用	56
11. 他会計からの補助金	56
12. たな卸資産購入限度額	56

VI	工事計画表	58
VII	関連議案	78
	第23号議案 神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例の件	78
	第24号議案 神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件	87
	第25号議案 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する 条例の一部を改正する条例の件	100

I 建設局予算の概要

I 建設局予算の概要

<総括事項>

建設局では、市民の生命と財産を守りつつ、市民生活をより快適なものにするための施策を進めている。

近年、台風による大雨や集中豪雨等により大きな被害が発生しており、自然災害から市民生活を守るための対策や啓発が強く求められている。また、老朽化した橋梁等の社会インフラの適切な維持管理により、安全・安心を確保していく必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響は現在も続いており、新しい生活様式が推奨されている。

このような状況を踏まえ、令和4年度は「健康・安全を守る」、「のびやかなくらしと環境を創る」、「未来に輝く神戸の街を創る」を施策の柱として、自然災害から市民生活を守り、社会インフラの適切な維持管理により安全・安心を確保するとともに、with コロナ時代、さらにはポスト・コロナ時代を見据えながら、スピード感をもって公共空間のリノベーションや経済基盤の構築など、「まちの質」・「くらしの質」を重視した施策を強化することで、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向けて確かな歩みを進める。

<主要な事業の概要>

1. 健康・安全を守る

(1) 災害に強い都市づくり

①道路関連事業【予算額：4,105,560千円】

(令和3年度2月補正775,000千円+令和4年度当初予算3,330,560千円)

大雨や集中豪雨等による道路法面の崩壊を未然に防ぐために、道路防災対策を引き続き実施するとともに、雨量規制による通行止め等の課題がある国道428号(箕谷北)の抜本的な改良を進め、自然災害に強い道路ネットワークの確保を目指す。また、引き続き「神戸市無電柱化推進計画」に基づき、着実に無電柱化事業を推進する。

②治山・砂防関連事業【予算額：280,233千円(令和4年度当初予算)】

国や兵庫県と連携し砂防事業等を促進していくとともに、土砂災害特別警戒区域等を含む市有地の斜面对策を計画的に進める。民有地における崩壊したがけや危険な擁壁に対する応急対策助成を引き続き行うとともに、土砂災害特別警戒区域内の住宅等の移転・改修支援制度の周知を行い、活用を推進する。

③治水関連事業【予算額：1,130,300千円】

(令和3年度2月補正39,000千円+令和4年度当初予算1,091,300千円)

まちの治水安全度を高めるため、妙法寺川等において、都市基盤河川改修事業を引き続き実施するとともに、鎌ヶ谷川等において、河川改修に貯留施設の活用を含めた準用・普通河川改修事業を実施する。

また、平成30年台風21号で高潮被害が発生した天神川について、護岸の嵩上げ工事を実施する。

[主要事業のスケジュール]

- 流域貯留事業（鎌ヶ谷川） 令和6年度 完成（予定）
- 高潮対策事業（天神川） 令和4年度 完成（予定）

④内水氾濫対策事業【予算額：2,020,685千円】

(令和3年度2月補正100,000千円+令和4年度当初予算1,920,685千円)

台風による高潮位が原因で浸水被害が発生した神戸駅周辺地区において、設計施工一括方式（DB方式）を採用し、ポンプ場及び雨水幹線の整備等の浸水対策を推進する。

さらに、高潮時に内水圧がかかる雨水幹線のうち構造強化などが必要な箇所や、西河原地区（西区）等特に浸水の危険性の高い低地盤地区において、引き続き必要な対策を実施するほか、雨水浸水対策基本方針に基づき、地区別浸水対策基本計画の策定に着手する。

[主要事業のスケジュール]

- 神戸駅周辺地区浸水対策事業 令和6年度 新東川崎ポンプ場供用開始（予定）
- 内水圧のかかる雨水幹線の構造強化 令和5年度 完成（予定）
- 地区別浸水対策基本計画 令和5年度 策定（予定）



新東川崎ポンプ場イメージ

⑤啓発関連事業【予算額：28,000千円（令和4年度当初予算）】

市民の防災・減災意識の向上を図るため、広報紙「くらしの防災ガイド」を市内全戸に配布する。

(2) 災害に強く豊かな森づくり【予算額：220,300千円（令和4年度当初予算）】

六甲山を緑豊かな美しい森として次世代に引き継ぐため、「六甲山森林整備戦略」に基づき、私有林を含めた六甲山全体の森林整備や発生材の活用など総合的な事業を展開する。

災害に強い森づくりを進めるため、市有林の整備と県民緑税事業や森林環境譲与税等を活用した私有林の整備を促進する。

また、関係部局等と連携し、公共施設等への発生材の利活用や、市民への森林整備・木材利用の普及啓発を進める。



森林整備



林道整備

(3) 道路・橋梁・トンネルの安全対策【予算額：5,083,726千円】

(令和3年度2月補正1,345,000千円＋令和4年度当初予算3,738,726千円)

橋梁・トンネルについては、道路法に基づく定期点検を実施し、発見された損傷箇所を計画的に修繕するメンテナンスサイクルを確立し、効率的・効果的に維持管理を行う。また、緊急輸送道路において、橋梁の耐震化を進めるとともに、路面下空洞調査を計画的に実施し発見した空洞を速やかに補修する。



橋梁点検（東灘区 渦森橋）



トンネル点検（須磨区 玉坂トンネル）

(4) DXの推進による道路舗装等の効率的な維持管理【予算額：46,194千円（令和4年度当初予算）】

効率的な維持管理を行うため、従来、紙資料で管理していた道路舗装やカーブミラー・街路樹等の道路附属物の管理状況等を、システム上で一元的に管理し、より効率的な修繕等を行う。

(5) 西部処理場北系整備【予算額：2,554,872千円（令和4年度当初予算）】

昭和40年に供用を開始した西部処理場は、耐用年数である50年を経過し、施設の老朽化が進み、耐震性能が不足していることから、西部処理場1系の代替施設となる北系水処理施設等の築造工事を進める。

〔主要事業のスケジュール〕

○西部処理場北系整備 令和9年度 完成（予定）



西部処理場北系整備

(6) 魚崎ポンプ場改築更新【予算額：1,514,730千円】

（令和3年度2月補正 402,000千円＋令和4年度当初予算 1,112,730千円）

昭和37年に供用を開始した魚崎ポンプ場は、耐用年数である50年を経過し、また、阪神・淡路大震災により、躯体の劣化が著しく、耐震性能が不足していることから、改築更新を実施する。

改築更新については、設計施工一括発注方式（DB方式）を採用し、現ポンプ場を供用しながら第1期・第2期に分けて新ポンプ場に切り替えを進める。

〔主要事業のスケジュール〕

○魚崎ポンプ場改築更新事業（第1期） 令和6年度 完成（予定）

(7) ポートアイランド処理場改築更新【予算額：53,700千円（令和4年度当初予算）】

昭和55年に供用を開始したポートアイランド処理場は、施設の老朽化が進み、耐震性能が不足していることから民間活力を導入した改築及び維持管理の一括発注（DBO方式）を行う。令和4年度は事業者決定に向けた手続きを行う。

〔主要事業のスケジュール〕

事業者決定	令和4年度	完了（予定）
設計施工	令和4～11年度	完成（予定）

(8) 東灘処理場汚泥処理施設改築更新【予算額：50,600千円（令和4年度当初予算）】

東灘処理場における老朽化した汚泥脱水機等の計画的な改築を行う。また、バイオマス受入の事業化を進めることで、さらなる消化ガスの増量やCO₂削減を図る。令和4年度は、汚泥脱水機等を含む汚泥処理施設の改築・維持管理・消化ガス有効利用事業及びバイオマス受入事業を民間活力の導入により、一体で実施するべく事業者決定に向けた手続きを進める。

〔主要事業のスケジュール〕

事業者決定	令和4年度	完了（予定）
設計業務	令和4年度	完了（予定）
改築工事	令和4～13年度	完成（予定）

2. のびやかなくらしと環境を創る

(1) 公園リノベーション事業【予算額：307,300千円】

(令和3年度2月補正98,000千円+令和4年度当初予算209,300千円)

公園をとりまく社会情勢の変化や市民の多様なニーズに対応するため、多様な世代が集うまちづくりの核となる拠点公園を整備するとともに、施設が老朽化しているしあわせの村トリム園地の再整備を進める。また、公園のトイレを誰もが安心して利用できるように、バリアフリー化や洋式化等を行う「公園トイレチェンジアクション」を、名谷公園等において推進する。

そして、Park-PFI等の公民連携事業の導入や、地域特性を活かした公園の転活用を進める。

[主要事業のスケジュール]

○拠点公園の整備（多聞台中央公園・灘丸山公園）	令和4～5年度	設計・工事完成（予定）
○しあわせの村トリム園地（船乗りの村）	令和4年度	設計・工事完成（予定）



トリム園地 山の砦の整備（しあわせの村）



公園トイレチェンジアクション（須磨離宮公園）

(2) 公園緑地施設の計画的な更新【予算額：950,340千円】

(令和3年度2月補正151,410千円+令和4年度当初予算798,930千円)

公園緑地の安全を維持しつつ将来の公園管理コストを低減するため、老朽化した遊具や、体育館等の公園施設の計画的な改築更新を、公園施設長寿命化計画に基づき推進するとともに、利用の少ないベンチ等の公園施設や不要な植栽の撤去を進める。

また、街路樹については、長尾線等において、危険木等の撤去や樹種転換を進める街路樹再整備を推進する。

(3) 海浜公園の再整備【予算額：308,500千円（令和4年度当初予算）】

須磨海浜公園エリア全体が、家族連れをはじめとする市民や観光客等の多様な人でにぎわうよう、Park-PFI制度による民間の資金とノウハウを活かした水族園及び海浜公園の再整備を推進する。

〔主要事業のスケジュール〕

○海浜公園再整備 令和4年度 一部（公園西側（シーパル跡地周辺））供用開始
令和5年度 完成（予定）



事業区域全体イメージ



園地イメージ

(4) 王子公園の再整備【予算額：50,500千円（令和4年度当初予算）】

交通至便な駅前の立地特性を活かしながら集客力や魅力を高め、周辺一帯の活性化とブランド力の向上を図るため、再整備に向け必要な調査及び検討を進める。

(5) 動物園の魅力向上【予算額：725,992千円（令和4年度当初予算）】

ジャイアントパンダの共同飼育繁殖研究の継続について中国側と協議を進めていくとともに、企業や大学等と連携を図り、動物園に求められている役割を果たしていく。

また、SNSの発信など広報機能の充実を図るとともに、withコロナ時代、さらにはポスト・コロナ時代を見据えて感染拡大防止対策を引き続き徹底するなど来園者サービスの向上に取り組む。



ジャガーの双子（令和3年8月誕生）



アムールトラ（令和3年11月来園）

(6) 便利で快適な移動を支える自転車施策の総合的な推進【予算額：1,009,378千円】

(令和3年度2月補正 102,000千円+令和4年度当初予算 907,378千円)

駐輪場では、市民サービスの向上のため、WEB上での定期購入、予約、決済等が可能となる駐輪場定期券等管理システムの導入に向けた開発を進める。また、引き続き、駐輪場の環境改善等のため、再整備や補修などを進めるとともに、駐輪場管理運営と駐輪指導・撤去業務等の一体的運用による放置自転車対策を行う。

さらに、神出山田自転車道において、民間事業者と連携し、シェアサイクルを試行実施するなど、継続的な利活用に向けた取り組みを推進する。

〔主要事業のスケジュール〕

○駐輪場定期券等管理システムの導入	令和4～5年度	開発
	令和5年度	運用開始(予定)



神出山田自転車道 シェアサイクル

(7) 六甲山・摩耶山の活性化【予算額：232,000千円(令和4年度当初予算)】

観光客やハイカーの利便性の向上を図るため、紅葉谷等の主要なハイキング道において、案内板や解説板等の整備を行うとともに、階段の補修等により歩行空間の整備を行う。一部のハイキング道において、民間事業者との連携により、利用の活性化を図る。

また、明石神戸宝塚線においても、安全・安心な歩行空間の確保を図るため、歩道整備に向けた工事等を行う。



案内板と道標の整備(上野道)



歩行空間の整備(橋の改修)(上野道)

3. 未来に輝く神戸の街を創る

(1) 駅周辺のリノベーション【予算額：1,521,600千円（令和4年度当初予算）】

「まちの顔」である駅前広場を魅力ある空間へリニューアルすることで、まちやくらしの質を高め、都市ブランドの向上を図る。

〔主要事業のスケジュール〕

○灘駅（南側広場）	令和4年度	工事（令和4年度完成予定）
○神戸駅	令和4年度	設計（令和12年度完成予定）
○岡場駅	令和4年度	工事（令和7年度完成予定）
○地下鉄長田駅	令和4年度	設計・工事（令和5年度完成予定）
○名谷駅（北側広場）	令和4年度	工事（令和5年度完成予定）
（落合中央公園）	令和4年度	設計・工事（令和6年度完成予定）
○垂水駅（西側広場・立体原付駐車場）	令和4年度	工事（令和5年度完成予定）
○西神中央駅（西側広場）	令和4年度	工事（令和5年度完成予定）



神戸駅北側広場イメージ



西神中央駅西側広場イメージ

(2) 都心三宮・ウォーターフロントの再整備【予算額：1,705,241千円（令和4年度当初予算）】

人と公共交通優先の空間「三宮クロススクエア（第1段階）」の実現に向け、春日野交差点の改良を行い、三宮周辺の通過交通を外周道路へ誘導するとともに、人や車の動線を最適化し、安全で快適な歩行者環境の創出に向け、三宮北交差点の改良を行う。

また、都心とウォーターフロントの回遊性向上や歩行者の移動円滑化を図るため、税関前歩道橋のリニューアルや、ハーバーランド東ブリッジのデッキ延伸などを進める。さらに、三宮駐車場地下通路から東遊園地のメインエントランスへ繋がる階段の改修を行う。

都心の交通拠点への重要な南北動線である生田川右岸線については、機能強化を図るため、車線数の増加や交差点改良を進める。

〔主要事業のスケジュール〕

○三宮北交差点の改良	令和4年度	完成（予定）
○税関前歩道橋のリニューアル	令和5年度	完成（予定）
○三宮駐車場地下通路の階段改修	令和4年度	完成（予定）
○生田川右岸線の機能強化	令和5年度	完成（予定）



三宮クロススクエア（第2段階）東側整備イメージ



税関前歩道橋リニューアルイメージ

(3) 広域幹線道路（大阪湾岸道路西伸部など）の整備促進等

【予算額：5,011,453千円（令和4年度当初予算）】

阪神高速神戸線や第二神明道路の慢性的な渋滞を解消し、神戸さらには関西全体の経済を発展させるため、ミッシングリンクとなっている大阪湾岸道路西伸部や神戸西バイパスなどの整備を促進する。

また、新神戸トンネル南伸部（国道2号～港島トンネル）について事業化に向けた検討を進める。

(4) 道路ネットワークの整備【予算額：1,386,753千円】

(令和3年度2月補正 130,000千円+令和4年度当初予算 1,256,753千円)

都市の円滑な交通を支えるとともに、良好な市街地の形成を図るため、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の基盤となる道路ネットワークとして、神戸三田線（有馬口等）や須磨多聞線、垂水妙法寺線等の整備を推進する。

また、慢性的な渋滞が発生している神戸三田線（皆森～谷上駅前）、商大線（高丸）、神戸三木線（西盛口）において、渋滞解消に向けた対策を推進するとともに、ICT技術を活用した渋滞状況分析を行う。

〔主要事業のスケジュール〕

○街路事業 令和4年度 有馬口トンネルの現道取付け整備（予定）

令和4年度 神戸三田線（大池）事業完了（予定）



神戸三田線（有馬口）



須磨多聞線（西須磨）

(5) 異常高温対策【予算額：15,900千円（令和4年度当初予算）】

夏季の異常高温対策として、東遊園地周辺でミスト広場を設置する。また、水道局と連携し、都心部の道路では布引からのトンネル湧水を活用した散水を行う。

神戸高専、神戸大学と連携し、クールベンチや温度可視化システムなど新技術を活用した対策に取り組む。



ミスト広場（東遊園地周辺）



道路散水（旧居留地）

(6) 東遊園地・磯上公園再整備【予算額：409,400千円（令和4年度当初予算）】

都心の活性化や都心ウォーターフロントへの回遊性向上を図るため、東遊園地では再整備工事を進めるとともに、Park-PFI制度を活用した民間事業者によるにぎわい拠点施設の整備を行う。

また、磯上公園は新体育館の整備に合わせて公園の魅力向上を図るため、再整備に向けた設計と工事を行う。

〔主要事業のスケジュール〕

- 東遊園地再整備 令和4年度 北側園地整備完了、にぎわい拠点施設完成
令和5年度 全体園地整備完了（予定）
- 磯上公園再整備 令和4年度 設計、工事着手
令和5年度 工事完了（予定）

(7) 「自然の景」を創造する「Living Nature Kobe」の展開

【予算額：21,000千円（令和4年度当初予算）】

都心三宮や各駅前の再整備事業のなかで、環境共生などSDGsの考えを取り入れ、「自然の景」を創造する「Living Nature Kobe-自然と共に暮らす都市・神戸-」に取り組む。

令和4年度は、京町筋、東遊園地などにおいて、高度な造園技術を活用して自然を感じる風景を創出する「Naturalistic Landscaping」による植栽の設計・整備に着手する。



Naturalistic Landscapingによる植栽
(神戸市役所1号館前実験花壇)



花によるアートの演出

Ⅱ 建設局所管歳入歳出予算総括表

II 建設局所管歳入歳出予算総括表

(単位 千円)

歳 入				歳 出			
会計別	本 年 度	前 年 度	伸 率	会計別	本 年 度	前 年 度	伸 率
			%				%
一 般 会 計	30,637,213	35,740,563	△ 14.3	一 般 会 計	41,884,807	47,736,953	△ 12.3
駐 車 場 事 業 費	1,139,919	1,002,596	13.7	駐 車 場 事 業 費	1,139,919	1,002,596	13.7
下 水 道 事 業 会 計	51,140,583	52,506,893	△ 2.6	下 水 道 事 業 会 計	63,938,824	63,486,310	0.7
収 益 的 収 入	35,207,425	34,726,870	1.4	収 益 的 支 出	34,428,338	34,443,884	△ 0.0
資 本 的 収 入	15,933,158	17,780,023	△ 10.4	資 本 的 支 出	29,510,486	29,042,426	1.6
合 計	82,917,715	89,250,052	△ 7.1	合 計	106,963,550	112,225,859	△ 4.7

Ⅲ 一 般 会 計

Ⅲ 一般会計

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
16	分担金及 負担金	125,309	9	土木費	39,426,652
	1 負担金	125,049		1 土木総務費	5,352,121
	2 分担金	260		2 道路橋梁費	2,267,909
17	使用料及 手数料	5,491,181		3 道路橋梁 整備費	21,306,615
	1 使用料	5,418,000		4 公園緑地費	5,024,427
	2 手数料	73,181		5 公園緑地 整備費	3,531,858
18	国庫支出金	5,492,904		6 河川砂防費	1,943,722
	1 負担金	5,492,904	10	都市計画費	1,702,663
19	県支出金	416,596		4 街路事業費	1,702,663
	1 負担金	307,790	13	教育費	754,492
	2 補助金	108,806		11 社会教育費	754,492
20	財産収入	1,223,485	14	災害復旧費	1,000
	1 財産運用収入	367,716		1 災害復旧費	1,000
	2 財産売払収入	850,819			
	3 基金収入	4,950			
21	寄附金	242,130			
	1 寄附金	242,130			
22	繰入金	632,492			
	2 基金繰入金	632,492			
24	諸収入	451,116			
	4 受託事業収入	23,472			
	5 貸付金 元利収入	-			
	7 雑入	427,644			
25	市債	16,562,000			
	1 市債	16,562,000			
	合 計	30,637,213		合 計	41,884,807

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
16 分担金及負担金	125,309	150,456	△25,147	
1 負担金	125,049	150,456	△25,407	
3 土木費負担金	125,049	150,456	△25,407	
1 道路整備費負担金	95,516	85,595	9,921	
2 公園整備費負担金	11,256	2,676	8,580	
3 河川整備費負担金	18,277	62,145	△43,868	
△ 治山砂防費共通管理	-	40	△40	
2 分担金	260	-	260	
1 治山砂防費分担金	260	-	260	
1 河川砂防費分担金	260	-	260	
17 使用料及手数料	5,491,181	5,449,406	41,775	
1 使用料	5,418,000	5,377,591	40,409	
8 土木使用料	4,928,184	4,887,237	40,947	
1 道路	3,341,634	3,320,243	21,391	道路占用料等
2 河川	13,045	13,045	-	河川占用料
3 公園	958,964	940,608	18,356	公園使用料
4 自転車駐車場	614,541	613,341	1,200	自転車駐車場使用料
10 教育使用料	489,816	490,354	△538	
8 動物園	489,816	490,354	△538	入園料等
2 手数料	73,181	71,815	1,366	
1 証紙収入	71,712	70,211	1,501	
1 証紙収入	71,712	70,211	1,501	(会計室所管) 屋外広告物許可、特殊車両通行許可等
8 土木手数料	1,469	1,604	△135	
1 宅地造成等許可	1,469	1,604	△135	許可手数料
18 国庫支出金	5,492,904	5,969,695	△476,791	
1 負担金	5,492,904	5,969,695	△476,791	
3 土木費負担金	4,948,439	5,200,685	△252,246	
1 道路橋梁費負担金	460,000	1,306,000	△846,000	認証額の10/10
2 道路改良費負担金	1,754,230	1,761,819	△7,589	認証額の5.5/10又は1/2

(単位 千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明																		
			3	橋	梁	整	備	費	855,500	821,200	34,300	認	証	額	の	5.5/10															
			4	交	通	安	全	施	889,600	576,884	312,716	認	証	額	の	5.5/10															
			5	公	園	整	備	費	801,109	538,132	262,977	認	証	額	の	1/2															
			6	河	川	改	修	費	183,000	183,000	-	認	証	額	の	1/3															
			7	防	災	安	全	対	5,000	13,650	△8,650	認	証	額	の	1/2															
		4		都	市	計	画	費	544,465	769,010	△224,545																				
		1		街	路	築	造	費	544,465	769,010	△224,545	認	証	額	の	5.5/10	又	は	1/2												
19				県	支	出	金		416,596	376,779	39,817																				
	1			負	担	金			307,790	271,390	36,400																				
		2		土	木	費	負	担	307,790	271,390	36,400																				
			1	道	路	橋	梁	費	76,295	39,831	36,464	認	証	額	の	1/2															
			2	河	川	改	修	費	183,000	183,000	-	認	証	額	の	1/3															
			3	治	山	砂	防	費	48,495	48,559	△64	補	助	率	2/3	以	内														
	2			補	助	金			108,806	105,389	3,417																				
		6		土	木	費	補	助	108,806	105,389	3,417																				
			1	害	虫	駆	除	費	21,354	21,167	187	補	助	率	10/10	、	7/10	又	は	1/2											
			2	造	林	事	業	費	84,952	84,222	730	補	助	率	7/10	、	10/10														
			3	自	然	公	園	等	2,500	-	2,500	補	助	率	1/2																
20				財	産	収	入		1,223,485	4,165,262	△2,941,777																				
	1			財	産	運	用	収	367,716	349,615	18,101																				
		1		貸	地	料			311,419	296,227	15,192																				
			1	市	有	林			19,700	20,112	△412	市	有	林	貸	地	料														
			3	一	般	土	地		291,719	276,115	15,604	交	通	セ	ン	タ	ー	ビ	ル	等	貸	地	料								
		2		貸	家	料			1,669	1,665	4																				
			7	一	般	建	物		1,669	1,665	4	自	動	販	売	機	設	置	料												
		4		其	他	財	産	運	54,628	51,723	2,905																				
			2	施	設	命	名	権	54,628	51,723	2,905	御	崎	公	園	球	技	場	、	神	戸	総	合	運	動	公	園	野	球	場	等

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
2 財産売却収入	850,819	3,810,783	△2,959,964	
1 土地売却代	841,404	302,927	538,477	
1 廃道敷	28,142	26,227	1,915	不用道路敷売却代
2 都市計画用地	-	100,000	△100,000	都市計画事業用地売却代
3 一般土地	813,262	176,700	636,562	一般市有土地売却代
3 物品売却代	9,415	7,856	1,559	
4 建設局	9,415	7,856	1,559	不用物品売却代
△ 出資金返還収入	-	3,500,000	△3,500,000	
△ 出資金返還収入	-	3,500,000	△3,500,000	
3 基金収入	4,950	4,864	86	
1 基金収入	4,950	4,864	86	
7 公園緑地事業等基金	4,950	4,864	86	預金利子等
21 寄附金	242,130	243,740	△1,610	
1 寄附金	242,130	243,740	△1,610	
1 土木寄附	242,130	243,740	△1,610	
1 公園	242,130	243,740	△1,610	公園緑地事業等に対する寄附
22 繰入金	632,492	817,687	△185,195	
2 基金繰入金	632,492	817,687	△185,195	
1 基金繰入金	632,492	817,687	△185,195	
1 都市整備等基金繰入金	516,499	669,294	△152,795	都市整備等基金繰入金
7 公園緑地事業等基金繰入金	105,993	143,393	△37,400	公園緑地事業等基金繰入金
9 ハーバーランド運営等基金繰入金	10,000	5,000	5,000	ハーバーランド運営等基金繰入金
24 諸収入	451,116	403,538	47,578	
4 受託事業収入	23,472	27,197	△3,725	
1 土木事業受託収入	23,472	27,197	△3,725	
1 道路	23,472	27,197	△3,725	道路掘削跡管理者復旧等受託収入
5 貸付金元利収入	-	46,667	△46,667	
3 其他貸付金返還金	-	46,667	△46,667	
△ 阪神高速道路貸付金	-	46,667	△46,667	阪神高速道路貸付金返還金

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
7 雑 入	427,644	329,674	97,970	
2 延滞金加算金 及 過 料	10	10	-	
2 道 路	10	10	-	道路占用料延滞金
4 弁 償 金	-	100	△100	
△ 土 木 施 設 毀 損	-	100	△100	
5 償 還 金	17,747	18,234	△487	
24 土 木 施 設	5,213	5,689	△476	電気使用料等の実費償還金
25 動 物 園	12,534	12,545	△11	電気使用料等の実費償還金
7 補 償 金	2,400	2,252	148	
1 土 木 施 設	2,400	2,252	148	市有林線下補償金
9 雑 入	407,487	309,078	98,409	
12 建 設 局	407,487	309,078	98,409	道路掘削跡自社復旧工事監督料等
25 市 債	16,562,000	18,164,000	△1,602,000	(行財政局所管)
1 市 債	16,562,000	18,164,000	△1,602,000	
4 土 木 債	15,532,000	17,025,000	△1,493,000	
1 道 路 整 備 事 業 公 債	12,939,000	14,383,000	△1,444,000	
2 公 園 整 備 事 業 公 債	1,321,000	1,435,000	△114,000	
3 河 川 整 備 事 業 公 債	1,240,000	1,119,000	121,000	
6 自 然 災 害 防 止 事 業 公 債	32,000	88,000	△56,000	
5 都 市 計 画 債	1,030,000	1,139,000	△109,000	
2 街 路 事 業 公 債	1,030,000	1,139,000	△109,000	
合 計	30,637,213	35,740,563	△5,103,350	

3. 歳出予算一覧表

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
9 土 木 費	39,426,652	44,721,220	△5,294,568	
1 土 木 総 務 費	5,352,121	5,553,727	△201,606	
1 職 員 費	5,048,398	5,201,890	△153,492	
2 土 木 総 務 費	197,701	204,261	△6,560	
3 防 災 安 全 対 策 費	106,022	147,576	△41,554	
2 道 路 橋 梁 費	2,267,909	6,019,439	△3,751,530	
1 道 路 橋 梁 費	1,238,830	4,865,799	△3,626,969	
2 街 灯 費	1,015,275	1,129,130	△113,855	
3 私 道 対 策 費	13,804	24,510	△10,706	
3 道 路 橋 梁 整 備 費	21,306,615	22,910,237	△1,603,622	
1 調 査 費	18,955	16,578	2,377	
2 広 域 幹 線 道 路 対 策 費	941,620	1,307,690	△366,070	
3 道 路 改 良 費	10,547,935	12,798,013	△2,250,078	
4 道 路 補 修 費	4,086,424	3,994,352	92,072	
5 橋 梁 整 備 費	3,266,824	2,980,802	286,022	
6 交 通 安 全 施 設 費	2,425,700	1,789,667	636,033	
7 受 託 工 事 費	19,157	23,135	△3,978	
4 公 園 緑 地 費	5,024,427	5,026,457	△2,030	
1 公 園 街 路 樹 費	2,960,630	2,950,497	10,133	
2 六 甲 国 立 公 園 費	93,400	97,444	△4,044	
3 有 料 公 園 等 管 理 費	1,970,397	1,978,516	△8,119	
5 公 園 緑 地 整 備 費	3,531,858	3,256,355	275,503	
1 公 園 整 備 費	2,638,385	2,556,277	82,108	
2 み ど り の 聖 域 推 進 費	695,623	449,763	245,860	
3 緑 化 推 進 費	197,850	250,315	△52,465	
6 河 川 砂 防 費	1,943,722	1,955,005	△11,283	
1 河 川 管 理 費	159,389	172,769	△13,380	

(単位 千円)

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	2 河川改修費	1,494,100	1,465,500	28,600	
	3 治山砂防費	290,233	316,736	△26,503	
10	都市計画費	1,702,663	2,157,809	△455,146	
	4 街路事業費	1,702,663	2,157,809	△455,146	
	1 街路築造費	1,702,663	2,157,809	△455,146	
13	教育費	754,492	856,924	△102,432	
	11 社会教育費	754,492	856,924	△102,432	
	3 動物園費	754,492	856,924	△102,432	
14	災害復旧費	1,000	1,000	-	
	1 災害復旧費	1,000	1,000	-	
	1 土木施設 災害復旧費	1,000	1,000	-	
	合 計	41,884,807	47,736,953	△5,852,146	

4. 歳出予算の説明

(9款) 土木費

(1項) 土木総務費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費	39,426,652	44,721,220	△5,294,568	5,365,035	15,505,000	7,508,748	11,047,869
1 土 木 総 務 費	5,352,121	5,553,727	△201,606	5,000	-	69,308	5,277,813
1 職 員 費	5,048,398	5,201,890	△153,492	-	-	-	5,048,398
2 土 木 総 務 費	197,701	204,261	△6,560	-	-	37,318	160,383
3 防 災 安 全 対 策 費	106,022	147,576	△41,554	5,000	-	31,990	69,032

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 職 員 費

5,048,398千円

建設局職員(下水道事業関係職員を除く)の給料及び諸手当等

5,048,398千円

(2目) 土 木 総 務 費

197,701千円

一般事務経費

110,971千円

事業用車両買替等経費

16,062千円

土木積算事務等経費

70,668千円

(3目) 防 災 安 全 対 策 費

106,022千円

宅地等の保全、造成許可等経費

1,402千円

防災事務経費

11,264千円

水防情報システム運営経費等

55,356千円

広報紙KOBED防災特別号の発行

28,000千円

危険がけ応急対策助成事業

10,000千円

(2項) 道路橋梁費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
2 道 路 橋 梁 費	2,267,909	6,019,439	△3,751,530	-	88,000	4,469,782	△2,289,873
1 道 路 橋 梁 費	1,238,830	4,865,799	△3,626,969	-	-	4,465,982	△3,227,152
2 街 灯 費	1,015,275	1,129,130	△113,855	-	88,000	-	927,275
3 私 道 対 策 費	13,804	24,510	△10,706	-	-	3,800	10,004

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 道路橋梁費

1,238,830千円

放置自転車対策経費等	885,278千円
道路パトロール等道路管理経費	174,593千円
道路占用事務経費	83,524千円
屋外広告物の指導及び規制経費	3,609千円
道路掘削工事調整経費	1,130千円
道路台帳の整備経費	41,229千円
庁舎整備経費	1,731千円
休日・夜間緊急連絡センター運営経費	47,736千円

(2目) 街灯費

1,015,275千円

街灯の維持管理経費	857,021千円
私道の街灯助成金	61,254千円
照明灯柱の点検・更新	97,000千円

(3目) 私道対策費

13,804千円

私道舗装等に対する助成金	8,845千円
私道の公道化に要する経費	4,959千円

(3項) 道路橋梁整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
3 道路橋梁整備費	21,306,615	22,910,237	△1,603,622	4,035,625	12,851,000	1,244,510	3,175,480
1 調査費	18,955	16,578	2,377	-	-	-	18,955
2 広域幹線道路対策費	941,620	1,307,690	△366,070	460,000	-	480,000	1,620
3 道路改良費	10,547,935	12,798,013	△2,250,078	1,830,525	7,905,000	676,623	135,787
4 道路補修費	4,086,424	3,994,352	92,072	-	1,452,000	65,635	2,568,789
5 橋梁整備費	3,266,824	2,980,802	286,022	855,500	2,201,000	-	210,324
6 交通安全施設費	2,425,700	1,789,667	636,033	889,600	1,293,000	1,200	241,900
7 受託工事費	19,157	23,135	△3,978	-	-	21,052	△1,895

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 調査費

18,955千円

将来道路網計画調査	4,550千円
みち・みず・みどりの学校	605千円
みちの懇談会	150千円
自転車活用推進計画推進	6,900千円
三宮地下空間のにぎわい創出	2,250千円
道路ネットワークの強化	500千円
王子公園の再整備(調査・検討)	4,000千円

(2目) 広域幹線道路対策費

941,620千円

地元説明資料作成等	481,620千円
大阪湾岸道路西伸部 関連事業	460,000千円

(3目) 道路改良費

10,547,935千円

国道428号の国道改良	122,400千円
神戸三木線などの県道改良	311,100千円
商大線などの市道改良等	125,981千円
長田楠日尾線などの無電柱化	1,000,000千円
国道428号線などの道路防災対策	2,208,160千円
下畑トンネルなどのトンネル対策	548,520千円
直轄国道(大阪湾岸道路西伸部・神戸西バイパス・43号・175号)事業の工事費負担金等	4,058,833千円
都心・三宮再整備関連	1,885,241千円
道路ネットワークの強化	123,500千円
外部委託等	164,200千円

<u>(4目) 道路補修費</u>	<u>4,086,424千円</u>	
道路の維持補修		1,827,000千円
防護柵・歩道橋・トンネル・地下道等の道路施設の改築・補修		237,000千円
側溝の整備		815,000千円
道路・駅周辺等の美化		916,000千円
路面下空洞調査		43,000千円
道路施設整備事業		202,230千円
DXの推進による道路舗装等の効率的な維持管理		46,194千円
<u>(5目) 橋梁整備費</u>	<u>3,266,824千円</u>	
寒天橋などの橋梁整備		3,070,806千円
御蔵歩道橋などの立体横断施設補修等		196,018千円
<u>(6目) 交通安全施設費</u>	<u>2,425,700千円</u>	
歩道・自転車歩行者道の整備		235,000千円
道路機能改善		40,000千円
交差点改良		48,000千円
道路標識の整備		55,000千円
あんしん歩道整備(歩道段差・波打ち解消)		275,000千円
自転車の利活用促進及び駐輪対策		22,100千円
セーフティロード整備等		279,000千円
バリアフリー道路特定事業		30,000千円
歩道橋のアセットマネジメント		30,000千円
駅周辺整備		1,321,600千円
地下鉄海岸線の活性化		85,000千円
王子公園の再整備(調査・検討)		5,000千円
<u>(7目) 受託工事費</u>	<u>19,157千円</u>	
道路掘削跡の復旧工事及びその他の受託道路工事		19,157千円

(4項) 公園緑地費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
4 公園緑地費	5,024,427	5,026,457	△2,030	-	5,000	1,055,432	3,963,995
1 公園街路樹費	2,960,630	2,950,497	10,133	-	5,000	478,285	2,477,345
2 六甲国立公園費	93,400	97,444	△4,044	-	-	22,342	71,058
3 有料公園等 管理費	1,970,397	1,978,516	△8,119	-	-	554,805	1,415,592

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 公園街路樹費

2,960,630千円

公園灯LED化ESCO事業	97,695千円
運動施設備品購入	14,230千円
公園等の維持管理	1,584,676千円
街路樹・分離帯の維持管理	900,000千円
舞子東海浜緑地(アジュール舞子)の管理運営	97,720千円
福祉就労促進事業	102,024千円
公園駐車場管理	12,265千円
みなとのもり公園の管理	19,120千円
異常高温対策	2,900千円
街路樹再整備事業	130,000千円

(2目) 六甲国立公園費

93,400千円

再度公園・ハイキングコース・外国人墓地及び市有林の維持管理	93,400千円
-------------------------------	----------

(3目) 有料公園等管理費

1,970,397千円

相楽園の管理運営	41,530千円
神戸総合運動公園の管理運営	493,988千円
しあわせの村の管理運営	450,663千円
布引公園の管理運営	286,958千円
離宮公園の管理運営	170,973千円
森林植物園の管理運営	157,510千円
北神戸田園スポーツ公園の管理運営	121,359千円
御崎公園スタジアムの管理運営	247,416千円

(5項) 公園緑地整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
5 公園緑地整備費	3,531,858	3,256,355	275,503	905,256	1,289,000	653,461	684,141
1 公園整備費	2,638,385	2,556,277	82,108	787,950	1,124,000	536,775	189,660
2 みどりの聖域 推進費	695,623	449,763	245,860	112,306	161,000	80,782	341,535
3 緑化推進費	197,850	250,315	△52,465	5,000	4,000	35,904	152,946

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 公園整備費

2,638,385千円

都市公園施設整備等	1,096,600千円
安全安心な公園づくりのための施設整備等	401,466千円
国営明石海峡公園の整備にかかる負担金	53,519千円
落合中央公園再整備などの実施設計・調査等	357,800千円
公園事業基金の造成	419,600千円
東遊園地の再整備	309,400千円

(2目) みどりの聖域推進費

695,623千円

こうべ都市山再生事業	107,000千円
六甲山・摩耶山の活性化等	89,000千円
六甲山森林整備の推進	88,360千円
市民参加の森づくりなどの緑地の市民協働事業	7,650千円
六甲山森林リフレッシュなどの市有林の育成、松くい虫対策などの森林保全 緑地保全事業	52,413千円 12,700千円
緑地保全事業基金の造成	34,500千円
摩耶ケーブル・ロープウェー(まやビューライン)運行等支援	303,000千円
地域の力を活かしたまちづくり事業	1,000千円

(3目) 緑化推進費

197,850千円

花のまち神戸の推進(市民花壇、スポンサー花壇、ハミング広場等)	37,743千円
市民公園、市民の木・森等	11,767千円
花のプロムナード、草花栽培等	86,106千円
花と緑の市民協働事業	10,000千円
全国都市緑化フェア	2,500千円
緑化事業基金の造成	11,700千円
地域の力を活かしたまちづくり事業	6,504千円
緑化・飾花の推進	31,530千円

(6項) 河川砂防費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
6 河川砂防費	1,943,722	1,955,005	△11,283	419,154	1,272,000	16,255	236,313
1 河川管理費	159,389	172,769	△13,380	-	20,000	13,895	125,494
2 河川改修費	1,494,100	1,465,500	28,600	366,000	1,032,000	-	96,100
3 治山砂防費	290,233	316,736	△26,503	53,154	220,000	2,360	14,719

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 河川管理費 159,389千円

河川関連施設維持管理	4,291千円
河川愛護運動等の経費	2,790千円
準用・普通河川及び水路の補修、浚渫、草刈等	96,000千円
調整池の維持管理	45,920千円
河川モニタリングカメラシステム維持管理	6,760千円
河川増水警報装置維持管理等	3,628千円

(2目) 河川改修費 1,494,100千円

妙法寺川などの都市基盤河川改修事業	706,500千円
都市河川改修事業	19,800千円
準用河川等改修事業等	384,800千円
準用河川等点検維持	383,000千円

(3目) 治山砂防費 290,233千円

自然災害防止事業	32,000千円
市有林内山腹崩壊対策事業	65,000千円
砂防関連施設改修事業	2,567千円
急傾斜地崩壊対策事業地元負担金	86,000千円
急傾斜地指定調査	100千円
防災意識の向上	2,650千円
県単独補助治山事業	90,766千円
兵庫県治山林道協会などの分担金等	2,432千円
六甲山系山腹崩壊防止箇所調査	1,400千円
レッドゾーン防災対策	7,318千円

(10款) 都市計画費

(4項) 街路事業費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
10 都市計画費	1,702,663	2,157,809	△455,146	544,465	1,030,000	-	128,198
4 街路事業費	1,702,663	2,157,809	△455,146	544,465	1,030,000	-	128,198
1 街路築造費	1,702,663	2,157,809	△455,146	544,465	1,030,000	-	128,198

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 街路築造費

1,702,663千円

山手幹線	100,000千円
御影山手線・弓場線	10,000千円
高羽線	135,600千円
神戸三田線	464,000千円
有野藤原線	70,000千円
垂水妙法寺線外1線	468,353千円
長田ほか2線	220,000千円
須磨多聞線	113,700千円
塩屋多井畑線	45,000千円
岩岡神出線	52,500千円
一般単独事業	23,510千円

(13款) 教育費

(11項) 社会教育費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 教 育 費	754,492	856,924	△102,432	-	27,000	565,596	161,896
11 社 会 教 育 費	754,492	856,924	△102,432	-	27,000	565,596	161,896
3 動 物 園 費	754,492	856,924	△102,432	-	27,000	565,596	161,896

本項の内容は、つぎのとおりである。

(3目) 動物園費

754,492千円

施設及び設備の補修・改修	30,000千円
展示動物収集事業	810千円
ジャイアントパンダ日中共同飼育繁殖研究	156,035千円
動物園の維持管理	538,227千円
夜桜の通り抜け事業	920千円
王子動物園のリニューアル(調査・検討)	28,500千円

(14款) 災害復旧費

(1項) 災害復旧費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
14 災 害 復 旧 費	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000
1 災 害 復 旧 費	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000
1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 土木施設災害復旧費

1,000千円

土木施設災害復旧事業

1,000千円

5. 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
令和4年度神戸市 道路公社債務保証	令和14年度まで	1,489,000	
令和4年度駐輪場定期券等 管理システム	令和5年度まで	95,000	
令和4年度道路改良	令和6年度まで	1,121,000	
令和4年度橋梁整備	令和6年度まで	660,000	
令和4年度交通安全施設整備	令和5年度まで	332,000	
令和4年度街路樹管理	令和6年度まで	140,000	
令和4年度河川改修	令和6年度まで	300,000	
令和4年度自然災害防止事業	令和5年度まで	30,000	
令和4年度街路築造	令和6年度まで	370,000	
令和4年度動物園事業	令和5年度まで	2,000	

(参考)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	買 戻 し 期 限	備 考
令和4年度 公共用地取得事業(都市整備等基金)	1,463,146	令和9年度	

IV 駐 車 場 事 業 費

IV 駐 車 場 事 業 費

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 事業収入		1,139,918	1 駐車場事業費		1,137,919
	1 使用料及 手数料	1,012,957		1 運営費	1,137,919
	2 諸収入	126,961	2 予備費		2,000
2 繰越金		1		1 予備費	2,000
合 計		1,139,919	合 計		1,139,919

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事業収入	1,139,918	1,002,595	137,323	
1 使用料及手数料	1,012,957	912,374	100,583	
1 使用料	1,012,957	912,374	100,583	市営駐車場使用料
2 諸収入	126,961	90,221	36,740	
1 雑入	126,961	90,221	36,740	複合施設管理負担金等
2 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
合 計	1,139,919	1,002,596	137,323	

3. 歳出予算一覧表

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 駐 車 場 事 業 費	1,137,919	1,000,596	137,323	
1 運 営 費	1,137,919	1,000,596	137,323	
1 運 営 費	1,137,919	1,000,596	137,323	駐車場管理運営費等
2 予 備 費	2,000	2,000	-	
1 予 備 費	2,000	2,000	-	
1 予 備 費	2,000	2,000	-	
合 計	1,139,919	1,002,596	137,323	

4. 歳出予算の説明

(1款) 駐車場事業費

(1項) 運営費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
1 駐車場事業費	1,137,919	1,000,596	137,323	-	-	1,137,919	-
1 運営費	1,137,919	1,000,596	137,323	-	-	1,137,919	-
1 運営費	1,137,919	1,000,596	137,323	-	-	1,137,919	-

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 運営費

1,137,919千円

三宮、花隈、湊川公園、新長田、長田北町、鈴蘭台、細田、新長田駅前、舞子駅前、和田岬駅前、神戸駅南
各駐車場の管理運営

1,137,919千円

(2款) 予備費

(1項) 予備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 予備費	2,000	2,000	-	-	-	2,000	-
1 予備費	2,000	2,000	-	-	-	2,000	-
1 予備費	2,000	2,000	-	-	-	2,000	-

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 予備費

2,000千円

駐車場事業予備費

2,000千円

V 下 水 道 事 業 会 計

V 下水道事業会計

1. 業務の予定量

(1) 事業量

区 分 事 項	本 年 度	前 年 度	比 較	伸 率 (%)	備 考
1 下水及びし尿処理					
下水処理量 (m ³ /日)	495,548	484,814	10,734	2.2	
し尿処理量 (m ³ /日)	85	87	△2	△2.3	
2 汚水中継及び雨水排除					
汚水中継量 (m ³ /日)	72,773	65,956	6,817	10.3	
雨水排除量 (m ³ /年)	12,460,065	13,059,203	△599,138	△4.6	

(2) 建設改良事業の概要

事 業 名	事 業 費	事 業 概 要
処 理 場 建 設	千円 3,084,620	西 部 処 理 場 土木建築工事 垂 水 処 理 場 場内整備・機械電気設備工事 ポ ー ト ア イ ラ ン ド 処 理 場 土木工事・調査業務
ポ ン プ 場 建 設	1,521,705	魚 崎 ポ ン プ 場 建築機械電気設備工事 東 川 崎 ポ ン プ 場 土木工事
汚 水 幹 枝 線 布 設	8,154,586	東 灘 処 理 区 20,559m ポ ー ト ア イ ラ ン ド 処 理 区 706m 中 央 処 理 区 26,157m 鈴 蘭 台 処 理 区 4,825m 垂 水 処 理 区 6,182m 玉 津 処 理 区 2,260m 武 庫 川 上 流 処 理 区 470m 加 古 川 上 流 処 理 区 2,125m 計 63,284m
雨 水 幹 枝 線 布 設	3,457,000	東 灘 排 水 区 510m 東 部 排 水 区 5,310m 中 部 排 水 区 1,151m 西 部 排 水 区 5,124m 鈴 蘭 台 排 水 区 5,036m 垂 水 排 水 区 288m 西 神 ニ ュ ー タ ウ ン 排 水 区 2,500m 玉 津 排 水 区 2,500m 計 22,419m
流 域 下 水 道	243,898	武庫川上流建設負担金 加古川上流建設負担金
処 理 施 設 等 整 備	6,235,800	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料、職員手当等
合 計	22,697,609	

2. 収入支出一覧

(1) 収益的収入及び支出

(単位 千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 下水道事業 収 益		35,207,425	1 下水道事業費		34,428,338
	1 営業収益	24,703,426		1 営業費用	31,831,066
	2 営業外収益	10,503,999		2 営業外費用	2,538,147
		3 特別損失		29,125	
				4 予備費	30,000

(注) 当年度純損失(税抜き)は41,797千円となる。

(2) 資本的収入及び支出

(単位 千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 資本的収入		15,933,158	1 資本的支出		29,510,486
	1 企業債	10,457,000		1 建設改良費	22,697,609
	2 国庫支出金	4,997,000		2 基金造成費	1,000
	3 他会計繰入金	166,878		3 企業債等償還金	6,781,877
	4 財産収入	1,000		4 予備費	30,000
	5 雑収入	311,280			

(注) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,577,328千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

3. 予算実施計画の説明

(1) 収益的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 下水道事業収益	35,207,425	34,726,870	480,555	
1 営業収益	24,703,426	24,060,452	642,974	
1 下水道使用料	20,939,271	20,384,474	554,797	一般汚水、浴場汚水及び共用汚水の下水道使用料
2 他会計負担金	7,000	7,000	—	下水道使用料の減免等の負担金
3 雨水処理補助金	3,756,155	3,667,978	88,177	雨水処理に充当する一般会計からの補助金
4 受託工事収益	1,000	1,000	—	下水道工事の受託による収入
2 営業外収益	10,503,999	10,666,418	△162,419	
1 受取利息及配当金	2,000	2,000	—	預金利子
2 他会計補助金	479,452	504,258	△24,806	一般会計からの補助金
3 国庫補助金	3,000	1,500	1,500	営業費用に充当する国庫補助金
4 長期前受金	9,536,441	9,638,000	△101,559	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
5 雑収益	483,106	520,660	△37,554	用地使用料等

イ 支 出

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 下 水 道 事 業 費	34,428,338	34,443,884	△15,546	
1 営 業 費 用	31,831,066	31,790,880	40,186	
1 管 渠 費	592,050	542,411	49,639	汚水及び雨水管渠の維持管理費
2 処 理 場 費	4,280,237	4,330,662	△50,425	東灘処理場等の維持管理費
3 ポ ン プ 場 費	299,356	249,183	50,173	本庄ポンプ場等の維持管理費
4 受 託 工 事 費	1,000	1,000	—	下水道工事の受託工事費
5 水 洗 化 促 進 費	520	748	△228	水洗化促進にかかる事務費
6 業 務 費	2,358,354	2,472,214	△113,860	下水道使用料徴収費、広報活動費、 一般管理費、流域下水道維持管理負担金、 貸倒引当金等
7 総 係 費	2,280,916	2,367,893	△86,977	維持管理部門職員の給料、職員手当等
8 減 価 償 却 費	21,968,633	21,776,769	191,864	固定資産減価償却費
9 資 産 減 耗 費	50,000	50,000	—	固定資産除却費
2 営 業 外 費 用	2,538,147	2,614,682	△76,535	
1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	2,000,153	2,076,685	△76,532	企業債等の支払利息及び諸手数料
2 消 費 税	500,000	500,000	—	消費税及び地方消費税納付額
3 雑 支 出	37,994	37,997	△3	営業外の諸費用
3 特 別 損 失	29,125	8,322	20,803	
1 過 年 度 損 益 損 修 正 損	10,645	8,322	2,323	下水道使用料の過年度分還付等
2 そ の 他 特 別 損 失	18,480	—	18,480	固定資産除却費等
4 予 備 費	30,000	30,000	—	
1 予 備 費	30,000	30,000	—	

給与費内訳 職員 273人(短時間勤務職員62人を含む)の報酬71,646千円、給料905,366千円、手当等951,482千円、法定福利費 341,892千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 資 本 的 収 入	15,933,158	17,780,023	△1,846,865	
1 企 業 債	10,457,000	12,136,000	△1,679,000	
1 下 水 道 事 業 公 債	10,457,000	12,136,000	△1,679,000	建設改良費に充当する企業債
2 国 庫 支 出 金	4,997,000	5,107,000	△110,000	
1 下 水 道 事 業 費 補 助 金	4,997,000	5,107,000	△110,000	建設改良費に充当する国庫補助金
3 他 会 計 繰 入 金	166,878	335,523	△168,645	
1 一 般 会 計 繰 入 金	166,878	335,523	△168,645	企業債元金償還金（緊特債・臨特債）等に充当する一般会計からの繰入金
4 財 産 収 入	1,000	1,000	—	
1 基 金 収 入	1,000	1,000	—	下水道事業基金運用益
5 雑 収 入	311,280	200,500	110,780	
1 工 事 負 担 金	310,280	199,500	110,780	建設改良費に充当する工事負担金
2 雑 収 入	1,000	1,000	—	建設改良費に充当する諸収入

イ 支 出

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 資 本 的 支 出	29,510,486	29,042,426	468,060	
1 建 設 改 良 費	22,697,609	21,962,185	735,424	
1 処 理 場 建 設 費	3,084,620	4,063,067	△978,447	西部等3処理場
2 ポンプ場建設費	1,521,705	2,270,381	△748,676	魚崎等2ポンプ場
3 汚水幹枝線布設費	8,154,586	8,041,779	112,807	東灘等8処理区
4 雨水幹枝線布設費	3,457,000	2,389,382	1,067,618	東灘等8排水区
5 流域下水道事業費	243,898	272,339	△28,441	武庫川上流及び加古川上流流域下水道建設負担金
6 処理施設等整備費	6,235,800	4,925,237	1,310,563	下水道施設改良費及び建設部門職員の給料、職員手当等
2 基 金 造 成 費	1,000	1,000	—	
1 基 金 造 成 費	1,000	1,000	—	下水道事業基金造成費
3 企 業 債 等 償 還 金	6,781,877	7,049,241	△267,364	
1 企 業 債 償 還 金	6,781,877	7,049,241	△267,364	企業債元金償還金
4 予 備 費	30,000	30,000	—	
1 予 備 費	30,000	30,000	—	

給与費内訳 職員111人(短時間勤務職員18人を含む)の報酬17,419千円、給料 378,427千円、手当等 352,755千円、法定福利費 136,737千円を計上

4. 令和4年度神戸市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△ 41,797
	減価償却費	21,968,633
	資産減耗費	50,000
	貸倒引当金の増減額	9,900
	退職給付引当金の増減額	89,651
	賞与引当金の増減額	△ 17,000
	長期前受金戻入額	△ 9,536,441
	受取利息及び受取配当金	△ 2,000
	支払利息	1,994,061
	基金運用による収入	1,000
	未収金・破産更生債権等の増減額	1,072,272
	未払金増減額	△ 5,484,403
	たな卸資産の増減額	100
	消費税資本的収支調整額	1,476,781
	小計	11,580,757
	利息及び配当金の受取額	2,000
	利息の支払額	△ 1,994,061
	業務活動によるキャッシュ・フロー	9,588,696
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得	△ 22,727,609
	国庫補助金	5,022,000
	一般会計繰入金	80,000
	工事負担金	310,280
	雑収入	1,000
	基金造成費	△ 1,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,315,329
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てる企業債収入	10,457,000
	建設改良費等の財源に充てた企業債償還	△ 6,781,877
	一般会計繰入金	86,878
	財務活動によるキャッシュ・フロー	3,762,001
	資金増加額	△ 3,964,632
	資金期首残高	35,007,294
	資金期末残高	31,042,662

5. 令和4年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 固定資産	606,248,186	3 固定負債	151,763,733
(1)有形固定資産	600,220,636	(1)企業債	149,118,655
イ土地	55,769,745	(2)引当金	2,502,595
ロ建物	53,438,021	イ退職給付引当金	2,502,595
ハ建物附属設備	14,554,011	(3)その他固定負債	142,483
ニ構築物	843,501,680		
ホ機械及装置	179,612,590	4 流動負債	18,600,423
ヘ車両運搬具	151,233	(1)企業債	9,906,900
ト工具器具及備品	2,891,435	(2)未払金	8,463,754
チ建設仮勘定	58,168,978	(3)預り金	20,769
減価償却累計額	△ 607,867,057	(4)引当金	209,000
(2)無形固定資産	1,919,093	イ賞与引当金	209,000
イ施設利用権	1,911,933		
ロ地上権	316	5 繰延収益	206,053,230
ハ電話加入権	6,844	長期前受金	507,335,332
(3)投資その他の資産	4,108,457	収益化累計額	△ 301,282,102
イ基金	3,962,429		
ロその他の投資	146,028	(負債合計)	376,417,386
ハ破産更生債権等	47,252		
貸倒引当金	△ 47,252	6 資本金	118,260,550
2 流動資産	36,885,830	7 剰余金	148,456,080
(1)現金預金	31,042,662	(1)資本剰余金	144,206,407
(2)未収金	5,820,757	イ国庫補助金	48,372,536
(3)貯蔵品	20,306	ロ他会計繰入金	41,956
(4)前払費用	1,910	ハ工事負担金	71,144,422
(5)前払金	195	ニ受贈財産評価額	997,505
		ホその他資本剰余金	23,649,988
		(2)剰余金	4,249,673
		イ建設改良積立金	2,669,195
		ロ当年度未処分剰余金	1,580,478
		(資本合計)	266,716,630
合 計	643,134,016	合 計	643,134,016

注記

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 個別法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

・主な耐用年数

建物	45年～50年	建物付属設備	8年～15年
構築物	50年	機械及装置	10年～20年
車両運搬具	5年	工具器具及備品	5年～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

3 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

なお、一般会計が負担すると見込まれる金額にかかる会計基準変更時の差異（221,666千円）については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内（14年）で、均等額を費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、破産更生債権等について、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表上に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は34,045,283千円である。

III リース契約により使用する固定資産に関する注記

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料

1年内 3,573千円 1年超 4,725千円 計 8,298千円

IV その他の注記

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当110,620千円を支給するため、退職給付引当金110,620千円を使用する。

6. 令和3年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 固定資産	607,499,739	3 固定負債	151,123,983
(1)有形固定資産	601,522,778	(1)企業債	148,568,556
イ土地	55,493,745	(2)引当金	2,412,944
ロ建物	53,438,021	イ退職給付引当金	2,412,944
ハ建物附属設備	14,303,688	(3)その他固定負債	142,483
ニ構築物	840,769,081		
ホ機械及装置	177,025,510	4 流動負債	20,976,803
ヘ車両運搬具	144,436	(1)企業債	6,781,877
ト工具器具及備品	2,891,435	(2)未払金	13,948,157
チ建設仮勘定	43,530,710	(3)預り金	20,769
減価償却累計額	△ 586,073,848	(4)引当金	226,000
(2)無形固定資産	1,869,504	イ賞与引当金	226,000
イ施設利用権	1,849,138		
ロ地上権	13,522	5 繰延収益	210,600,169
ハ電話加入権	6,844	長期前受金	502,365,830
(3)投資その他の資産	4,107,457	収益化累計額	△ 291,765,661
イ基金	3,961,429		
ロその他の投資	146,028	(負債合計)	382,700,955
ハ破産更生債権等	37,352		
貸倒引当金	△ 37,352	6 資本金	118,260,550
2 流動資産	41,932,734	7 剰余金	148,470,968
(1)現金預金	35,007,294	(1)資本剰余金	144,179,498
(2)未収金	6,902,929	イ国庫補助金	48,347,536
(3)貯蔵品	20,406	ロ他会計繰入金	41,956
(4)前払費用	1,910	ハ工事負担金	71,144,422
(5)前払金	195	ニ受贈財産評価額	997,505
		ホその他資本剰余金	23,648,079
		(2)剰余金	4,291,470
		イ建設改良積立金	2,669,195
		ロ当年度未処分剰余金	1,622,275
		(資本合計)	266,731,518
合 計	649,432,473	合 計	649,432,473

注記

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 個別法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

・主な耐用年数

建物	45年～50年	建物付属設備	8年～15年
構築物	50年	機械及装置	10年～20年
車両運搬具	5年	工具器具及備品	5年～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

3 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

なお、一般会計が負担すると見込まれる金額にかかる会計基準変更時の差異（221,666千円）については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内（14年）で、均等額を費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、破産更生債権等について、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表上に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は34,022,979千円である。

III リース契約により使用する固定資産に関する注記

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料

1年内 5,113千円 1年超 8,298千円 計 13,411千円

IV その他の注記

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当178,286千円を支給するため、退職給付引当金178,286千円を使用する。

7. 債務負担行為

事項	限度額	令和3年度末までの支払義務発生見込額		令和4年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国	県	その他	一般会計補助金
						支出金	債		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
処理場運営(平成30年度)	2,286,500	令和元年度以降	1,565,724	令和5年度まで	720,776	-	-	720,776	-
処理場運営(令和2年度)	7,237,104	令和3年度以降	266,503	令和22年度まで	6,970,601	-	-	6,970,601	-
処理場運営(令和3年度)	605,645	-	-	令和7年度まで	605,645	-	-	605,645	-
処理場運営(令和4年度)	16,143,156	-	-	令和30年度まで	16,143,156	-	-	16,143,156	-
ポンプ場運営(令和2年度)	135,060	令和3年度以降	12,640	令和7年度まで	122,420	-	-	112,000	10,420
ポンプ場運営(令和4年度)	92,170	-	-	令和8年度まで	92,170	-	-	92,170	-
管渠維持管理(令和3年度)	328,587	-	-	令和8年度まで	328,587	-	-	328,587	-
管渠維持管理(令和4年度)	32,552	-	-	令和8年度まで	32,552	-	-	32,552	-
付帯事業運営(令和4年度)	255,060	-	-	令和30年度まで	255,060	-	-	255,060	-
処理場建設(令和4年度)	11,335,070	-	-	令和11年度まで	11,335,070	5,352,736	5,980,000	2,334	-
ポンプ場建設(平成27年度)	10,728,000	平成28年度以降	6,710,610	令和6年度まで	4,017,390	2,311,861	1,365,000	340,529	-
ポンプ場建設(令和2年度)	4,169,880	令和3年度以降	141,580	令和8年度まで	4,028,300	1,820,550	2,000,100	207,650	-
汚水幹線布設(令和4年度)	4,503,100	-	-	令和7年度まで	4,503,100	-	4,502,000	1,100	-
雨水幹線布設(令和2年度)	3,920,024	令和3年度以降	565,400	令和8年度まで	3,354,624	1,339,273	1,892,000	123,351	-
雨水幹線布設(令和4年度)	36,000	-	-	令和5年度まで	36,000	-	-	36,000	-
流域下水道(平成14年度)	504,000	平成15年度以降	367,396	令和7年度まで	136,604	-	-	136,604	-
流域下水道(平成16年度)	9,500	平成17年度以降	2,001	令和17年度まで	7,499	-	-	7,499	-
流域下水道(平成17年度)	7,500	平成18年度以降	1,886	令和18年度まで	5,614	-	-	5,614	-
流域下水道(平成19年度)	32,000	平成20年度以降	9,006	令和19年度まで	22,994	-	-	22,994	-
流域下水道(平成20年度)	17,000	平成21年度以降	4,374	令和20年度まで	12,626	-	-	12,626	-
流域下水道(平成21年度)	4,000	平成22年度以降	811	令和21年度まで	3,189	-	-	3,189	-
流域下水道(平成22年度)	6,000	平成23年度以降	700	令和22年度まで	5,300	-	-	5,300	-
流域下水道(平成23年度)	5,000	平成24年度以降	1,013	令和22年度まで	3,987	-	-	3,987	-
流域下水道(平成24年度)	5,000	平成25年度以降	1,680	令和23年度まで	3,320	-	-	3,320	-
流域下水道(平成25年度)	7,000	平成26年度以降	567	令和24年度まで	6,433	-	-	6,433	-
流域下水道(平成26年度)	10,000	平成27年度以降	640	令和25年度まで	9,360	-	-	9,360	-
流域下水道(平成27年度)	10,000	平成28年度以降	457	令和26年度まで	9,543	-	-	9,543	-
流域下水道(平成28年度)	10,000	平成29年度以降	232	令和27年度まで	9,768	-	-	9,768	-
流域下水道(平成29年度)	10,000	平成30年度以降	169	令和28年度まで	9,831	-	-	9,831	-
流域下水道(平成30年度)	10,000	令和元年度以降	75	令和29年度まで	9,925	-	-	9,925	-
流域下水道(令和元年度)	10,000	令和2年度以降	82	令和30年度まで	9,918	-	-	9,918	-
流域下水道(令和2年度)	10,000	令和3年度以降	52	令和31年度まで	9,948	-	-	9,948	-
流域下水道(令和3年度)	10,000	-	-	令和32年度まで	10,000	-	-	10,000	-
流域下水道(令和4年度)	10,000	-	-	令和33年度まで	10,000	-	-	10,000	-
処理施設等整備(令和3年度)	3,420,250	-	-	令和5年度まで	3,420,250	1,641,150	1,775,000	4,100	-
処理施設等整備(令和4年度)	8,238,740	-	-	令和13年度まで	8,238,740	3,994,487	4,237,000	7,253	-

8. 企業債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	10,457,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内 (ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

9. 一時借入金 借入限度額 1,000,000 千円

10. 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

11. 他会計からの補助金 4,409,485 千円
(一般会計から)

12. たな卸資産購入限度額 100,000 千円

VI 工 事 計 画 表

(一 般 会 計)

(款) 9 土 木 費

(項) 2 道 路 橋 梁 費

(目) 2 街 灯 費

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	照 明 灯 柱 の 更 新	市 内 一 円	照 明 灯 柱 の 更 新
2	照 明 灯 柱 の 点 検	〃	照 明 灯 柱 の 点 検

(項) 3 道路橋梁整備費

(目) 3 道路改良費

1. 国道改良

番号	路 線 名	箇所	内 容
		区	
1	国 道 428 号	北	道 路 改 良

2. 県道改良

番号	路 線 名	箇所	内 容
		区	
1	市 野 瀬 有 馬 線 (五 社)	北	道 路 改 良
2	三 木 三 田 線 (野 瀬)	〃	〃
3	西 脇 三 田 線 (大 江 橋 西)	〃	〃
4	神 戸 三 木 線 (西 盛 口)	西	〃
5	小 部 明 石 線 (栃 木)	〃	〃
6	神 戸 明 石 線 (王 塚 台)	〃	〃

3. 市道改良

番号	路 線 名	箇所	内 容
		区	
1	有 馬 中 央 線 (雪 國 神 社)	北	道 路 改 良
2	屏 風 辻 滝 ・ 宮 坂 線 (八 多 町 西 畑)	〃	〃
3	商 大 線 (高 丸)	垂 水	〃
4	学 園 園 線 (学 園 西 町)	西	〃

4. 無電柱化

番号	路 線 名	箇 所	内 容
		区	
1	東 灘 芦 屋 線 (深 江 南)	東 灘	電 線 共 同 溝
2	商 船 学 校 線	〃	〃
3	長 田 楠 日 尾 線 (六 甲)	灘	〃
4	長 田 楠 日 尾 線 (楠 町)	中 央	〃
5	長 田 楠 日 尾 線 (熊 内)	〃	〃
6	長 田 楠 日 尾 線 (福 原)	兵 庫	〃
7	国 道 428 号 (荒 田)	〃	〃
8	西 出 高 松 前 池 線 (七 宮)	〃	〃
9	西 出 高 松 前 池 線 (南 駒 栄)	長 田	〃
10	野 田 外 浜 線 (外 浜)	〃	〃

5. 道路防災対策

番号	路 線 名	箇 所	内 容
		区	
1	六 甲 山 方 面 第 51 号 線	灘	法 面 对 策
2	神 戸 箕 谷 線	中 央 ・ 北	〃
3	夢 野 白 川 線	兵 庫	〃
4	国 道 428 号	兵 庫 ・ 北	〃
5	神 戸 三 田 線	北	〃
6	西 脇 三 田 線	〃	〃
7	房 王 寺 長 田 駅 線	長 田	〃
8	舞 子 公 園 北 線	垂 水	〃
9	西 神 1 号 線	西	〃
10	道 路 防 災 对 策	市 内 一 円	〃

6. トンネル対策

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	国道428号 (服山トンネル)	兵庫	補修
2	国道428号 (小部トンネル)	北	〃
3	国道428号 (箕谷トンネル)	〃	〃
4	神戸加東線 (衝原トンネル)	〃	〃
5	小部明石線 (藍那トンネル)	〃	〃
6	白川伊川谷線 (神の谷トンネル(上り))	須磨	〃
7	白川伊川谷線 (神の谷トンネル(下り))	〃	〃
8	神戸明石線 (下畑トンネル)	垂水	〃
9	西神中央線 (吹上第2トンネル)	西	〃
10	神戸加古川姫路線 (新太山寺トンネル)	〃	〃

7. 都心・三宮再整備関連

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	生田川右岸線	中央	道路改良
2	新神戸停車場線 (三宮北)	〃	〃
3	梅香浜辺通脇浜線 (春日野)	〃	〃
4	東町線	〃	〃
5	新神戸停車場線	〃	〃
6	神戸明石線	〃	〃
7	新神戸停車場線 (税関前歩道橋)	〃	歩道橋改築
8	ハーバーランド北線 (ハーバーランド東ブリッジ)	〃	〃
9	新神戸停車場線 (三宮駐車場)	〃	階段改修等

8. 道路ネットワークの強化

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	神戸三田線 (皆森～谷上)	北	道路改良

(目) 4 道路補修費

1. 側溝整備

番号	所 管 別	箇所(区)	内 容
1	東 部 建 設 事 務 所 管 内	東 灘 ・ 灘	改 築 ・ 補 修
2	中 部 建 設 事 務 所 管 内	中 央 ・ 兵 庫	〃
3	北 建 設 事 務 所 管 内	北	〃
4	西 部 建 設 事 務 所 管 内	長 田 ・ 須 磨	〃
5	垂 水 建 設 事 務 所 管 内	垂 水	〃
6	西 建 設 事 務 所 管 内	西	〃

2. 舗装補修

(1) 車道補修

番号	所 管 別	箇所(区)	内 容
1	東 部 建 設 事 務 所 管 内	東 灘 ・ 灘	改 築 ・ 補 修
2	中 部 建 設 事 務 所 管 内	中 央 ・ 兵 庫	〃
3	北 建 設 事 務 所 管 内	北	〃
4	西 部 建 設 事 務 所 管 内	長 田 ・ 須 磨	〃
5	垂 水 建 設 事 務 所 管 内	垂 水	〃
6	西 建 設 事 務 所 管 内	西	〃

(2) 歩道補修

番号	所 管 別	箇所(区)	内 容
1	東 部 建 設 事 務 所 管 内	東 灘 ・ 灘	A s 又 は 平 板 補 修
2	中 部 建 設 事 務 所 管 内	中 央 ・ 兵 庫	〃
3	北 建 設 事 務 所 管 内	北	〃
4	西 部 建 設 事 務 所 管 内	長 田 ・ 須 磨	〃
5	垂 水 建 設 事 務 所 管 内	垂 水	〃
6	西 建 設 事 務 所 管 内	西	〃

(3)雪寒対策

番号	所 管 別	箇 所 (区)	内 容
1	東 部 建 設 事 務 所 管 内	東 灘 ・ 灘	凍 結 防 止 剤 散 布
2	北 建 設 事 務 所 管 内	北	〃

3. 道路施設整備

(1)道路施設整備

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	神戸新交通駅舎昇降機設備更新	東 灘	昇 降 機 設 備 更 新
2	デュオこうべ空調設備整備	中 央	空 調 設 備 整 備
3	デュオこうべ非常放送設備更新	〃	非 常 放 送 設 備 更 新
4	アンダーパス自動通報装置改修	垂 水	自 動 通 報 設 備 更 新
5	アンダーパス排水ポンプ設備改修	市 内 一 円	排 水 ポ ン プ 設 備 更 新
6	トンネル電源設備低圧化	〃	電 源 設 備 改 修
7	トンネル非常警報設備更新	〃	非 常 警 報 設 備 更 新
8	トンネル照明LED化ESCO事業	〃	道 路 照 明 更 新

(2)道路附属施設整備・補修

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	防 護 柵	市 内 一 円	補 修
2	区 画 線	〃	〃
3	道 路 反 射 鏡	〃	〃
4	路 側 標 識	〃	〃
5	路 側 構 造 物 補 修	〃	〃

4. 道路管理強化(路面下空洞調査)

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	路 面 下 空 洞 調 査	市 内 一 円	路 面 下 空 洞 調 査

(目) 5 橋梁整備費

1. 橋梁整備

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	住吉村合併70号線 (寒天橋)	東灘	橋梁補修
2	神戸三田線 (第一平野橋)	兵庫	橋梁架替
3	神戸三田線 (第三平野橋)	〃	〃
4	北神中央線 (下小名田橋)	北	耐震補強
5	行原第15号線 (前田橋)	〃	橋梁補修
6	長田箕谷線 (花山大橋(北行))	長田	耐震補強
7	平野舞子駐車場線 (神明大橋)	垂水	〃
8	高丸商大線 (西高丸橋)	〃	〃
9	西神中央線 (櫛谷第二大橋)	西	耐震補強
10	橋梁整備	市内一円	橋梁修繕・点検

2. 立体横断施設補修

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	本山村合併65号線 (中野歩道橋)	東灘	補修
2	国道28号 (御蔵歩道橋)	長田	〃
3	舞子多聞線 (本多聞歩道橋)	垂水	〃
4	平野6号線 (平野歩道橋)	西	〃
5	立体横断施設	市内一円	〃

3. 地下構造物補修

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	長田楠日尾線 (布引地下道)	中央	補修
2	生田筋線 (三宮11街区連絡地下道)	〃	〃

(目) 6 交通安全施設費

1. 歩道・自転車歩行者道整備

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	住吉村合併14号線	東灘	歩道設置
2	明石神戸宝塚線	灘	〃
3	東垂水30号線	垂水	〃

2. 道路機能改善

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	鯉川線	中央	道路整備

3. 交差点改良

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	葺合南135号線	中央	交差点改良
2	西出高松前池線	兵庫	〃

4. 道路標識

番号	事項名	箇所	内容
1	道路案内標識 (大型案内標識)	市内一円	標識改修

5. あんしん歩道整備

番号	事項名	箇所	内容
1	歩道段差解消	市内一円	段差解消
2	波打ち歩道解消	〃	波打ち解消

6. 自転車の利活用促進及び駐輪対策

番号	事項名	箇所	内容
1	駐輪対策の推進	市内一円	駐輪場改修他

7. セーフティロード整備事業

番号	事項名	箇所	内容
1	セーフティロード整備	市内一円	交通安全 総点検フォローアップ他
2	いこいの道整備	〃	ベンチ・手すりの設置他

8. バリアフリー道路特定事業

番号	地区名	箇所	内容
		区	
1	住吉幹線	東灘	バリアフリー化

9. アセットマネジメント

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	横断歩道橋 (アセットマネジメント)	市内一円	撤 去

10. 小規模改良

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	小規模改良	市内一円	局 所 的 改 良 ベ ン チ ・ 手 す り の 補 修

11. 駅周辺整備

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	灘 駅 前 広 場	灘	駅 前 広 場 等 整 備
2	神 戸 駅 前 広 場	中 央	〃
3	岡 場 駅 前 広 場	北	〃
4	長田楠日尾線(地下鉄長田駅前)	長 田	〃
5	名 谷 駅 前 広 場	須 磨	〃
6	垂 水 駅 前 空 間	垂 水	〃
7	西 神 中 央 駅 西 側 広 場	西	〃

12. 地下鉄海岸線の活性化

番号	路 線 名	箇 所	内 容
		区	
1	兵庫津の道周辺整備	兵 庫	歩 道 整 備
2	大輪田泊石椋周辺整備	〃	〃

(目) 7 受託工事費

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	掘削跡復旧工事	市内一円	舗 装

(項) 4 公園緑地費

(目) 1 公園街路樹費

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	樹種転換・樹木更新	市内一円	樹木撤去・植栽工他
2	支障木撤去	〃	樹木撤去他

(目) 2 六甲国立公園費

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	ハイキング道整備等	市内一円	階段等施設整備 (全山縦走路他)

(項) 5 公園緑地整備費

(目) 1 公園整備費

番号	種別	事 項 名 (公 園 名)	箇 所	内 容
			区	
1	総合	王子公園	灘	公園の再整備
2	地区	東遊園地	中央	公園の再整備・活性化
3	近隣	磯上公園	〃	公園の再整備
4	総合	海浜公園	須磨	〃
5	地区	落合中央公園	〃	〃
6	-	公園トイレ チェンジアクション	市内一円	トイレの美装化
7	-	公園緑地の防災対策	〃	法面対策
8	-	安全安心な公園づくり	〃	公園内危険個所の解消対策等

近隣…近隣公園

地区…地区公園

総合…総合公園

都緑…都市緑地

(目) 2 みどりの聖域推進費

番号	事 項 名	箇 所		内 容
		区		
1	再 度 公 園 の 活 用	北		園 地 整 備
2	私 有 林 整 備	六甲山系他		人工林・二次林整備(下刈・間伐他)
3	市 有 林 整 備	市内一円		二次林整備(下刈・間伐他)
4	多 目 的 管 理 道 整 備 他	〃		多 目 的 管 理 道 整 備 他
5	森 林 病 害 虫 対 策	〃		被 害 調 査 ・ 被 害 木 処 理 他
6	六 甲 山 ・ 摩 耶 山 活 性 化	〃		登 山 道 整 備

(目) 3 緑化推進費

番号	事 項 名	箇 所		内 容
		区		
1	未 利 用 市 有 地 に お け る 緑 化 ・ 飾 花	北・須磨		施 設 整 備 他
2	緑 化 ・ 飾 花 の 推 進	市内一円		植 栽 整 備 他

(項) 6 河川砂防費

(目) 1 河川管理費

番号	種別	事 項 名	箇 所	内 容
1	準・普	準用・普通河川等の維持	市内一円	維 持 管 理
2	〃	調整池の維持管理	〃	〃

(目) 2 河川改修費

1. 都市基盤河川改修

番号	種別	河 川 名	箇 所	内 容
			区	
1	二	妙 法 寺 川	須 磨	護 岸 工
2	〃	伊 川	西	〃
3	〃	櫛 谷 川	〃	護 岸 工 ・ 落 差 工

2. 都市河川改修

番号	種別	事 項 名	箇 所	内 容
1	二	都市基盤河川の維持	市内一円	維 持 管 理

3. 準用河川等改修

番号	種別	河 川 名	箇 所	内 容
1	準	僧 尾 川 他	市内一円	護 岸 工 他
2	普	天 神 川 他	〃	〃

4. 準用河川等補修

番号	種別	事 項 名	箇 所	内 容
1	準・普	河川管理施設点検	市内一円	施 設 点 検 ・ 補 修

二…二級河川

準…準用河川

普…普通河川

(目) 3 治山砂防費

1. 自然災害防止

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	自 然 災 害 防 止	兵 庫	調 査 設 計 ・ 工 事

2. 市有林内山腹崩壊対策

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	市 有 林 内 山 腹 崩 壊 対 策	中 央	斜 面 対 策 工
2	〃	兵 庫	調 査 設 計

3. 砂防関連施設改修

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	砂 防 関 連 施 設 改 修	灘 ・ 中 央	維 持 補 修 工

4. 県単独補助治山事業

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	県 単 独 補 助 治 山 事 業	灘 ・ 北	斜 面 対 策 工

(款) 10 都市計画費

(項) 4 街路事業費

(目) 1 街路築造費

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	山手幹線	東灘・灘	工事・測量設計
2	御影山手線ほか1線	東灘	測量設計
3	高羽線	灘	工事
4	神戸三田線	北	工事・測量設計
5	有野藤原線	〃	測量設計
6	長田線ほか2線	長田	工事
7	垂水妙法寺線ほか1線	須磨	工事・測量設計・用地買収
8	須磨多聞線	〃	〃
9	塩屋多井畑線	垂水	測量設計
10	岩岡神出線	西	〃

(款) 13 教育費

(項) 11 社会教育費

(目) 3 動物園費

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	施 設 改 修 事 業	灘	動物と子どもの国外壁補修

(下水道事業会計)

(款) 1 資本的支出

(項) 1 建設改良費

(目) 1 処理場建設費

施設名	工種	工事名	数量
西部処理場	土木建築工事	北系水処理施設築造工事	一式
垂水処理場	場内整備	市民開放用地利用整備工事	〃
	機械電気設備工事	東4号送風機機械設備工事	〃
		東4号送風機電気設備工事	〃
ポートアイランド処理場	土木工事	再生水管布設工事(ポートアイランド2期・沖)	〃
	調査業務	事業者選定支援他業務(その2)	〃

(目) 2 ポンプ場建設費

施設名	工種	工事名	数量
魚崎ポンプ場	建築機械電気設備工事	改築更新事業(第1期)	一式
東川崎ポンプ場	土木工事	神戸駅周辺地区(神戸駅南地区)浸水対策事業	〃

(目) 3 汚水幹枝線布設費

処理区	行政区	工事名	工種	断面(mm)	数量(m)	
東灘処理区	東灘	田中町1丁目地区他污水管改築更新工事	更生	φ250	926	
		甲南町3丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,191	
		御影中町1丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	2,129	
		御影中町6丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	438	
		電線共同溝整備事業(商船学校線)に伴う污水管移設工事	開削	〃	120	
		電線共同溝整備事業(東灘芦屋線)に伴う污水管移設工事	〃	〃	200	
	連統立体交差事業(魚崎駅～芦屋市境)関連道路整備に伴う污水管移設工事	〃	〃	100		
	灘	福住通6丁目地区他污水管改築更新工事	更生	φ250	780	
		城内通1丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,258	
		赤坂通7丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,095	
		水道筋2丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,294	
		岩屋中町4丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,791	
		原田通1丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	795	
		城内通4丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	2,043	
		街路築造工事(高羽線)に伴う污水管移設工事	開削	〃	400	
		街路築造工事(山手幹線(灘))に伴う污水管移設工事	〃	〃	300	
		電線共同溝整備事業(長田楠日尾線(六甲))に伴う污水管移設工事	〃	〃	280	
	中央	脇浜町2丁目地区污水管改築更新工事	更生	φ250	1,195	
		御幸通5丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,464	
		日暮通3丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,161	
脇浜町3丁目地区污水管改築更新工事		〃	〃	999		
電線共同溝整備事業(長田楠日尾線(熊内))に伴う污水管移設工事	開削	〃	600			
ポートアイランド処理区	中央	大阪湾岸道路事業(PI東工区)に伴う污水管移設工事	開削	φ250	348	
		大阪湾岸道路事業(PI東工区)に伴う污水管移設工事(その2)	〃	〃	358	
中央処理区	中央	北長狭通3丁目地区污水管改築更新工事	更生	φ250	1,015	
		北長狭通5丁目地区污水管改築更新工事	〃	〃	980	
		下山手通7丁目地区污水管改築更新工事	〃	〃	1,485	
		花隈町地区污水管改築更新工事	〃	〃	1,736	
		東川崎町7丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	990	
		東川崎町5丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,225	
		北長狭通1丁目地区污水管改築更新工事(その2)	〃	〃	478	
		下山手通4丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,299	
		電線共同溝整備事業(長田楠日尾線(楠町))に伴う污水管移設工事	開削	〃	60	
		三宮バスターミナル整備に伴う污水管移設工事	〃	φ350	320	
		三宮バスターミナル整備に伴う浜辺西污水幹線移設工事	〃	φ400	400	
		兵庫	切戸町地区他污水管改築更新工事	更生	φ250	976
			湊川町2丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,944
	新開地1丁目地区他污水管改築更新工事		〃	〃	1,117	
	御崎町1丁目地区他污水管改築更新工事		〃	〃	753	
	電線共同溝整備事業(長田楠日尾線(福原))に伴う污水管移設工事		開削	〃	220	
	都市計画道路事業(東山菊水線(1・2工区))に伴う污水管移設工事		〃	〃	170	
	細街路整備事業(菊水町5)に伴う污水管移設工事		〃	〃	100	
	長田	川西通2丁目地区他污水管改築更新工事	更生	φ250	1,149	
		上池田3丁目地区他污水管改築更新工事(その2)	〃	〃	1,736	
		久保町1丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	811	
		西代通2丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,149	
		街路築造事業(房王寺線)に伴う污水管移設工事	開削	〃	300	
		電線共同溝整備事業(西出高松前池線(南駒栄))に伴う污水管移設工事	〃	〃	170	
		電線共同溝整備事業(野田外浜線)に伴う污水管移設工事	〃	〃	200	
		電線共同溝整備事業(神戸明石線(北町・西代))に伴う污水管移設工事	〃	〃	100	
	須磨	行幸町1丁目地区他污水管改築更新工事	更生	φ250	858	
		前池町2丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	413	
		飛松町1丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,688	
		磯馴町6丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	614	
		大田町3丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,321	
		街路築造事業(垂水妙法寺線)に伴う污水管移設工事	開削	〃	200	
		街路築造事業(須磨多聞線(西須磨))に伴う污水管移設工事	〃	〃	180	

処理区	行政区	工事名	工種	断面(mm)	数量(m)
鈴蘭台処理区	北	北五葉2丁目地区他污水管改築更新工事	更生	φ 250	1,749
		北五葉4丁目地区他污水管改築更新工事(その2)	〃	〃	1,167
		北五葉5丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,492
		山田町小部地区他污水管改築更新工事	〃	〃	417
垂水処理区	垂水	南多聞台8丁目地区他污水管改築更新工事	更生	φ 250	1,161
		多聞台3丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,964
		多聞台1丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,109
	須磨	第2須磨污水幹線布設工事	開削	φ 1500	1,948
玉津処理区	西	王塚台5丁目地区他污水管改築更新工事(その3)	更生	φ 250	1,686
		西区平野町印字地区他污水管改築更新工事	〃	φ 400	574
武庫川上流処理区	北	街路築造事業(神戸三田線(大池))に伴う污水管移設工事	開削	φ 250	220
		街路築造事業(神戸三田線(日下部))に伴う污水管移設工事	〃	〃	100
		街路築造事業(神戸三田線(有馬口))に伴う污水管移設工事	〃	〃	150
加古川上流処理区	北	青葉台地区污水管改良工事(その3)	更生	φ 250	1,243
		甲栄台1丁目地区他污水管改築更新工事	〃	φ 350	882

(目) 4 雨水幹枝線布設費

排水区	行政区	工事名	工種	断面(mm)	数量(m)	
東灘排水区	東灘	辰巳雨水幹線改築工事	開削	φ 800	20	
		西天上川雨水幹線改築工事	〃	□2,300×1,600	250	
		野寄雨水幹線改築工事	開削・管更生	φ 800他	225	
		魚崎南地区合流管布設工事(その2)	開削	φ 450	15	
東部排水区	灘	新在家2号雨水幹線改築工事	開削	□1,300×1,000	190	
		東管内雨水幹線改修工事(東12、13ブロック)	内面補修	φ 800他	2,500	
		東管内雨水幹線改修工事(東04、11、15ブロック)	〃	〃	2,500	
		城の下通雨水幹線改築工事	開削	□500×450	120	
中部排水区	中央	神戸駅周辺地区浸水対策事業	シールド	φ 2200他	811	
		間踏切雨水幹線改築工事	開削	□2,000×1,600他	108	
	兵庫	新蟹川雨水幹線改築工事(その2)	開削	□2,400×1,600他	50	
		柳原3号雨水幹線改築工事	〃	□1,000×1,000他	140	
		鶴越雨水幹線移設工事(その2)	〃	□700×700他	42	
西部排水区	長田	海運町雨水幹線改築工事	開削	□1,500×1,500	80	
		須磨	中央管内雨水幹線改修工事(中17ブロック)	内面補修	φ 800他	2,500
			中央管内雨水幹線改修工事(中04、11、15ブロック)	〃	〃	2,500
			大田町雨水幹線改築工事	〃	□1200×700	19
		行幸町雨水幹線改良工事	〃	□1,100×900	25	
鈴蘭台排水区	北	北管内雨水幹線改修工事(北03、09、10ブロック)	内面補修	φ 800他	2,500	
		北管内雨水幹線改修工事(北05、06、08ブロック)	〃	〃	2,500	
		岩見谷川雨水幹線改築工事	〃	U1,100×1000	36	
垂水排水区	垂水	ジェームス山雨水幹線改築工事	開削	□1,400×1,200他	160	
		平尾雨水幹線改築工事	管更生	□950×1,300他	38	
		東川雨水幹線改良工事(その2)	〃	□2,800×2,400	90	
西神ニュータウン排水区	西	西管内雨水幹線改修工事(西07、18b、19ブロック)	内面補修	φ 800他	2,500	
玉津排水区	西	西管内雨水幹線改修工事(西03、8ブロック)	内面補修	φ 800他	2,500	

(目) 6 処理施設等整備費

施設名	工種	工事名	数量
東灘処理場	土木建築工事	分場4系照明設備更新工事	一式
	機械電気設備	分場1・2系生物反応槽散気装置機械設備工事	〃
ポートアイランド処理場	機械電気設備	砂ろ過原水ポンプ用流量計他取替工事	〃
鈴蘭台処理場	機械電気設備	中央監視設備更新工事	〃
西部処理場	土木建築工事	屋外照明設備更新工事	〃
	機械電気設備	2系計装設備取替工事	〃
垂水処理場	土木建築工事	本場2系2号最初沈殿池他防食被覆改修工事	〃
	機械電気設備	4号汚泥脱水機設備工事	〃
玉津処理場	土木建築工事	送風機棟他換気設備改修工事	〃
	機械電気設備	特高受変電他設備工事	〃
東部スラッジセンター	土木建築工事	浴室天井改修工事設計業務	〃
本庄ポンプ場	機械電気設備	電気設備工事	〃
京橋ポンプ場	機械電気設備	3・4号雨水ポンプ用ガスタービンエンジン改修	〃
和田岬ポンプ場	機械電気設備	1号自動除塵機機械設備工事	〃
湊川ポンプ場	機械電気設備	1号雨水ポンプ機械設備工事	〃
外浜ポンプ場	機械電気設備	電気設備改築実施(詳細)設計業務	〃
塩屋ポンプ場	機械電気設備	1・2号スクリーン機械設備工事	〃
舞子ポンプ場	土木建築工事	外壁改修工事設計業務	〃
吉田ポンプ場	機械電気設備	2号電動機改修	〃
岩岡ポンプ場	機械電気設備	発電機用ガスタービンエンジン改修	〃

VII 關 連 議 案

第23号議案

神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例の件

神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

神戸市道路占用料条例（昭和44年3月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
占用物件		占用料			占用物件		占用料		
		単位	所在地				単位	所在地	
			甲地	乙地				甲地	乙地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱並びにその支 柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>2,200円</u>	<u>1,000円</u>	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱並びにその支 柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>2,100円</u>	<u>950円</u>
	第2種電柱並びにその支 柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>3,400円</u>	[略]	第2種電柱並びにその支 柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>3,300円</u>	[略]	
	第3種電柱並びにその支 柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>4,600円</u>	<u>2,200円</u>	第3種電柱並びにその支 柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>4,400円</u>	<u>2,100円</u>	
	第1種電話柱並びにその 支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>2,000円</u>	<u>930円</u>	第1種電話柱並びにその 支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>1,900円</u>	<u>880円</u>	
	第2種電話柱並びにその 支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>3,200円</u>	<u>1,500円</u>	第2種電話柱並びにその 支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>3,000円</u>	<u>1,400円</u>	
	第3種電話柱並びにその 支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>4,400円</u>	<u>2,100円</u>	第3種電話柱並びにその 支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>4,200円</u>	<u>2,000円</u>	
	街灯（広告物を添架するも のに限る。）	[略]	<u>890円</u>	<u>400円</u>	街灯（広告物を添架するも のに限る。）	[略]	<u>740円</u>	<u>330円</u>	
	その他の柱類	[略]	<u>4,400円</u>	<u>2,200円</u>	その他の柱類	[略]	<u>4,200円</u>	<u>2,100円</u>	
	共架電線その他上空に設 ける線類	[略]	<u>20円</u>	<u>11円</u>	共架電線その他上空に設 ける線類	[略]	<u>19円</u>	<u>10円</u>	
	地下電線その他地下に設 ける線類	[略]	<u>12円</u>	<u>7円</u>	地下電線その他地下に設 ける線類	[略]	<u>11円</u>	<u>6円</u>	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	地下に設ける変圧器	[略]	<u>1,200円</u>	<u>580円</u>	地下に設ける変圧器	[略]	<u>1,100円</u>	<u>530円</u>	
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	[略]	<u>4,000円</u>	<u>1,800円</u>	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	[略]	<u>3,800円</u>	<u>1,700円</u>	

	郵便差出箱及び信書便差出箱	[略]	<u>1,600円</u>	<u>740円</u>
	架空の管類	外径が0.4メートル未満のもの	[略]	<u>790円</u>
		外径が0.4メートル以上のもの	<u>長さ1メートル1年につき</u>	<u>1,500円</u>
	その他のもの	[略]	<u>3,700円</u>	<u>1,700円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満の管	[略]	<u>83円</u>	<u>72円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満の管	[略]	<u>120円</u>	<u>100円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満の管	[略]	<u>180円</u>	<u>150円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満の管	[略]	<u>240円</u>	<u>150円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満の管	[略]	<u>360円</u>	<u>170円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満の管	[略]	<u>480円</u>	<u>220円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満の管	[略]	<u>830円</u>	<u>390円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満の管	[略]	<u>1,200円</u>	<u>580円</u>
	外径が1メートル以上の管	[略]	<u>2,400円</u>	[略]
		管に類する物件	[略]	<u>2,400円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	[略]	<u>3,700円</u>	<u>2,000円</u>	
法第32条	日よけ、雨よけその他これ	[略]	<u>1,200円</u>	<u>590円</u>

	郵便差出箱及び信書便差出箱	[略]	<u>1,300円</u>	<u>600円</u>
	架空の管類	外径が0.4メートル未満のもの	[略]	<u>760円</u>
		外径が0.4メートル以上のもの	<u>占有面積1平方メートル1年につき</u>	<u>1,400円</u>
	その他のもの	[略]	<u>3,100円</u>	<u>1,400円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満の管	[略]	<u>80円</u>	<u>69円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満の管	[略]	<u>110円</u>	<u>94円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満の管	[略]	<u>170円</u>	<u>140円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満の管	[略]	<u>230円</u>	<u>140円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満の管	[略]	<u>340円</u>	<u>160円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満の管	[略]	<u>460円</u>	<u>210円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満の管	[略]	<u>800円</u>	<u>380円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満の管	[略]	<u>1,100円</u>	<u>530円</u>
	外径が1メートル以上の管	[略]	<u>2,300円</u>	[略]
		管に類する物件	[略]	<u>2,300円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	[略]	<u>3,100円</u>	<u>1,700円</u>	
法第32条	日よけ、雨よけその他これ	[略]	<u>1,030円</u>	<u>510円</u>

第 1 項 第 4 号に掲げる施設	らに類するもの(支柱を含む。)				
	アーケード(支柱を含む。)		[略]	<u>180円</u>	<u>96円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	[略]	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	[略]	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	[略]	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	
	[略]		[略]	[略]	[略]
	その他のもの		[略]	<u>3,700円</u>	<u>1,700円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設			[略]	<u>1,100円</u>	<u>280円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)		[略]	<u>7,200円</u>	<u>2,700円</u>
	標識(バス停留所標識、サインポール等)		[略]	<u>3,000円</u>	<u>1,100円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>10,200円</u>	<u>5,100円</u>
その他のもの		[略]	<u>5,200円</u>	<u>2,600円</u>	
令第7条第2号に掲げる発電設備			[略]	<u>3,700円</u>	<u>1,700円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			[略]	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			[略]	<u>1,100円</u>	<u>280円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			[略]	<u>400円</u>	<u>180円</u>
令第7条	[略]		[略]	[略]	[略]

第 1 項 第 4 号に掲げる施設	らに類するもの(支柱を含む。)				
	アーケード(支柱を含む。)		[略]	<u>150円</u>	<u>80円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	[略]	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	[略]	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	[略]	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	
	[略]		[略]	[略]	[略]
	その他のもの		[略]	<u>3,100円</u>	<u>1,400円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設			[略]	<u>1,400円</u>	<u>360円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)		[略]	<u>6,000円</u>	<u>2,280円</u>
	標識(バス停留所標識、サインポール等)		[略]	<u>2,500円</u>	<u>940円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>8,500円</u>	<u>4,250円</u>
その他のもの		[略]	<u>4,300円</u>	<u>2,150円</u>	
令第7条第2号に掲げる発電設備			[略]	<u>3,100円</u>	<u>1,400円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			[略]	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			[略]	<u>1,400円</u>	<u>360円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			[略]	<u>380円</u>	<u>170円</u>
令第7条	[略]		[略]	[略]	[略]

第 8 号に 掲げる施 設	上空に設けるもの	[略]	Aに0.023を乗じて得た 額		
	地下（トン ネルの上の 地下を除 く。）に設け るもの	階数が1の もの	占用面積1平 方メートル1 年につき	Aに0.005を乗じて得た 額	
		階数が2の もの	占用面積1平 方メートル1 年につき	Aに0.008を乗じて得た 額	
		階数が3以 上のもの	占用面積1平 方メートル1 年につき	Aに0.01を乗じて得た 額	
	その他のもの	[略]	Aに0.033を乗じて得た 額		
[略]	[略]	[略]	[略]		
令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物	[略]	Aに0.023を乗じて得た 額		
	[略]	[略]	[略]	[略]	
	令第7条第12号に掲げる器具	[略]	Aに0.033を乗じて得た 額		

備考 [略]

第 8 号に 掲げる施 設	上空に設けるもの	[略]	Aに0.018を乗じて得た 額	
	その他のもの	[略]	Aに0.026を乗じて得た 額	
[略]	[略]	[略]	[略]	
令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物	[略]	Aに0.018を乗じて得た 額	
	[略]	[略]	[略]	[略]
	令第7条第12号に掲げる器具	[略]	Aに0.025を乗じて得た 額	

備考 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による占用の許可を受けている者（次項に規定する者を除く。）の当該占用物件に係る令和4年度以降の各年度の占用料の額は、この条例による改正後の神戸市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該占用物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。

3 この条例の施行の際現に道路法第32条第1項又は第3項の規定による占用の許可を受けている電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者（以下「電気事業者等」という。）が納付すべき令和4年度以降の各年度の占用料の額の合計額は、改正後の条例の規定による電気事業者等ごとの当該占用物件について徴収すべき占用料の総額（以下単に「占用料の総額」という。）が当該年度の前年度の占用料の総額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料総額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、当該調整占用料総額とする。

4 改正後の条例別表に規定する占用物件のうち次の表に掲げるものに係る令和4年度及び令和5年度の占用料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、次の表の年度及び所在地の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

占用物件	占用料			
	単位	年度	所在地	
			甲地	乙地

法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	街灯（広告物を添 架するものに限 る。）	1本1年 につき	令和4年度	740円	330円
			令和5年度	810円	360円
	その他の柱類	1本1年 につき	令和4年度	4,200円	2,100円
			令和5年度	4,400円	2,200円
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	3,100円	1,400円
			令和5年度	3,400円	1,500円
法第32条 第1項第 4号に掲 げる施設	日よけ、雨よけそ の他これらに類 するもの（支柱を 含む。）	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	1,030円	510円
			令和5年度	1,100円	540円
	アーケード（支柱 を含む。）	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	150円	80円
			令和5年度	170円	91円
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	3,100円	1,400円
			令和5年度	3,400円	1,500円
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（アーチであ るものを除く。）	表示面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	6,000円	2,280円
			令和5年度	6,600円	2,500円
	標識（バス停留所 標識、サインポー ル等）	1本1年 につき	令和4年度	2,500円	940円
			令和5年度	2,800円	1,100円

	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	令和4年度	8,500円	4,250円
				令和5年度	9,400円	4,700円
		その他 のもの	1基1月につき	令和4年度	4,300円	2,150円
				令和5年度	4,700円	2,400円

理 由

道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路の占用料を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例の件について

1. 趣 旨

本市の道路占用料について、国の算定基準に基づき、令和 3 年度の固定資産税の評価替えを反映することにより、地価を適切に反映した占用料に改定を行うとともに、道路法施行令の改正により設けられた占用区分を新設するため、条例を改正する。

2. 内 容

(1) 占用料単価の改定

国の算定基準に基づき占用料を改定する。

(主なもの)

占 用 物 件	単位	現行単価 (甲地)	改正単価 (案)
第二種電柱	本/年	3, 3 0 0 円	3, 4 0 0 円
第一種電話柱	本/年	1, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
共架電線その他上空に設ける線類	m/年	1 9 円	2 0 円
外径 0.07m~0.1m未満の埋設管	m/年	1 1 0 円	1 2 0 円
管に類する物件	m ² /年	2, 3 0 0 円	2, 4 0 0 円

甲地:市街化区域

(2) 食事施設等の占用区分の新設

占用許可の対象とされている食事施設、購買施設等について、道路法施行令の改正により設けられた、地下の食事施設等の占用区分を新たに設ける。

トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	⇒	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	
		地下に設け るもの	階数が 1 のもの
			階数が 2 のもの
上空に設けるもの		上空に設けるもの	
その他のもの		その他のもの	

(3) 減免措置等

防犯灯を設置している電柱類及び無電柱化の推進に伴う地下電線類並びに歩行者利便増進施設等の占用料について、新たに減免措置を行うとともに、占用料改定による影響を軽減するために、激変緩和措置として現行の 1.2 倍を上限に単価を設定するほか、日よけ・雨よけ・看板類等の占用物件について令和 4 年度は単価を据え置く。

(新たな減免措置)

- ①市が設置する防犯灯等を添架している電柱類 50%減免
- ②無電柱化の推進に伴う地下電線類
単独地中化に伴うもの 免除
電線共同溝に設けるもの 電線類 20%減免、変圧器等 8 / 9 減免
- ③歩行者利便増進施設等の占用料 90%減免

3. 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

第24号議案

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例

神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	
別表第1（第2条関係）	
(1) 附属設備を除く有料公園施設	
都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
布引公園	[略]
[略]	[略]
遠矢浜公園	少年球技場
[略]	[略]
(2) 附属設備である有料公園施設	
都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
王子公園	[略]
東遊園地	[略]
神戸震災復興記念公園	
湊川公園	
若松公園	
離宮公園	
下中島公園	
海浜公園	
名谷公園	
糀台公園	
西神中央公園	
[略]	[略]

別表第2（第14条関係）

改正前	
別表第1（第2条関係）	
(1) 附属設備を除く有料公園施設	
都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
布引公園	[略]
磯上公園	球技場
[略]	[略]
遠矢浜公園	野球場
[略]	[略]
(2) 附属設備である有料公園施設	
都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
王子公園	[略]
磯上公園	夜間照明設備
諏訪山公園	附属会議室
東遊園地	[略]
神戸震災復興記念公園	
湊川公園	
若松公園	
離宮公園	
下中島公園	
海浜公園	
名谷公園	
糀台公園	
西神中央公園	
遠矢浜公園	夜間照明設備
[略]	[略]

別表第2（第14条関係）

(1) [略]

(2) 公園施設を管理する場合

都市公園名	公園施設名	使用料
[略]	[略]	[略]
北神戸田園スポーツ公園	運営諸室 多目的コート	[略] 1平方メートル1月につき 37円
[略]	[略]	[略]

(3) 都市公園を占用する場合

区分	使用料の額
1 電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	1本1月につき <u>298円</u>
2 ガス管その他これに類するもの (1) ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの ア 外径が5センチメートル未満のもの イ 外径が5センチメートル以上のもの (2) 電線（架空線に限る。）その他これに類するもの	1メートル1月につき <u>18円</u> 1メートル1月につき <u>39円</u> 1メートル1月につき <u>55円</u>
3 変圧塔、道路、公衆電話所、鉄道、防火用貯水槽、天体又は土地観測施設、太陽電池発電施設その他これらに類するもの (1) 変圧塔、太陽電池発電施設その他これに類するもの (2) 道路、通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (3) 橋、道路、鉄道、軌道その他これらに類する施設で高架のもの	1平方メートル1月につき <u>333円</u> 1平方メートル1月につき <u>99円</u> 1平方メートル1月につき <u>333円</u>

(1) [略]

(2) 公園施設を管理する場合

都市公園名	公園施設名	使用料
[略]	[略]	[略]
北神戸田園スポーツ公園	運営諸室	[略]
[略]	[略]	[略]

(3) 都市公園を占用する場合

区分	使用料の額
1 電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	1本1月につき <u>284円</u>
2 ガス管その他これに類するもの (1) ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの ア 外径が5センチメートル未満のもの イ 外径が5センチメートル以上のもの (2) 電線（架空線に限る。）その他これに類するもの	1メートル1月につき <u>17円</u> 1メートル1月につき <u>37円</u> 1メートル1月につき <u>52円</u>
3 変圧塔、道路、公衆電話所、鉄道、防火用貯水槽、天体又は土地観測施設、太陽電池発電施設その他これらに類するもの (1) 変圧塔、太陽電池発電施設その他これに類するもの (2) 道路、通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (3) 橋、道路、鉄道、軌道その他これらに類する施設で高架のもの	1平方メートル1月につき <u>316円</u> 1平方メートル1月につき <u>94円</u> 1平方メートル1月につき <u>316円</u>

(4) 公衆電話所又は郵便差出箱、天体、気象又は土地観測施設 その他これらに類するもの	1 平方メートル 1 月につき <u>111円</u>
(5) 防火用貯水槽その他これに類するもの	1 平方メートル 1 月につき <u>99円</u>
4 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設、土石、竹木、 <small>かわら</small> 瓦その他の工事用材料の置場その他これらに類するもの	1 平方メートル 1 日につき <u>36円</u>
5 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し のために設けられる仮設工作物	
(1) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため に設けられる仮設工作物	1 平方メートル 1 日につき <u>19円</u>
(2) 集会その他これに類する催しのために設けられる仮設工作 物	1 平方メートル 1 日につき <u>13円</u>
6 索道及び鋼索鉄道	
(1) 普通索道（架空部分に限る。）	1 平方メートル 1 月につき <u>55円</u>
(2) 貨物索道（架空部分に限る。）	1 平方メートル 1 月につき <u>39円</u>
(3) 普通索道及び貨物索道（架空部分を除く。）並びに鋼索鉄 道	1 平方メートル 1 月につき <u>166円</u>
(4) 特殊索道	1 平方メートル 1 月につき <u>247円</u>
[略]	[略]

(4)、(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用
			午 前	午 後	夜 間	午前・午 後	午後・夜 間	終 日	時間利用		

(4) 公衆電話所又は郵便差出箱、天体、気象又は土地観測施設 その他これらに類するもの	1 平方メートル 1 月につき <u>105円</u>
(5) 防火用貯水槽その他これに類するもの	1 平方メートル 1 月につき <u>94円</u>
4 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設、土石、竹木、 <small>かわら</small> 瓦その他の工事用材料の置場その他これらに類するもの	1 平方メートル 1 日につき <u>46円</u>
5 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し のために設けられる仮設工作物	
(1) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため に設けられる仮設工作物	1 平方メートル 1 日につき <u>18円</u>
(2) 集会その他これに類する催しのために設けられる仮設工作 物	1 平方メートル 1 日につき <u>12円</u>
6 索道及び鋼索鉄道	
(1) 普通索道（架空部分に限る。）	1 平方メートル 1 月につき <u>52円</u>
(2) 貨物索道（架空部分に限る。）	1 平方メートル 1 月につき <u>37円</u>
(3) 普通索道及び貨物索道（架空部分を除く。）並びに鋼索鉄 道	1 平方メートル 1 月につき <u>158円</u>
(4) 特殊索道	1 平方メートル 1 月につき <u>234円</u>
[略]	[略]

(4)、(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用
			午 前	午 後	夜 間	午前・午 後	午後・夜 間	終 日	時間利用		

野球 場	瀬戸公園 魚崎浜公園 大倉山公園 名谷公園 本多聞南公園 桜が丘中央公園 糀台公園 高塚公園	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
球技 場	瀬戸公園 小野浜公園 海浜公園	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第3 球技 場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
少年 球技 場	遠矢浜公園	土・日・ 祝			1時間 750円
		その他			1時間 600円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
---------	-------	-----

野球 場	瀬戸公園 魚崎浜公園 大倉山公園 遠矢浜公園 名谷公園 本多聞南公園 桜が丘中央公園 糀台公園 高塚公園	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
球技 場	瀬戸公園 磯上公園 小野浜公園 海浜公園	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第3 球技 場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
---------	-------	-----

附属会議室	王子公園	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
夜間照明設備	魚崎浜公園	[略]
	王子公園	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

別表第3（第16条の2関係）

(1) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	利用料金								個人利用	団体利用
			独占利用							時間利用		
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日				
[略]	[略]	[略]	[略]									
陸上競技場	しあわせの森	障害者・高齢者	土・日・祝	3,750円	5,000円		8,750円			1時間	1人1回	
			その他	3,150円	4,200円		7,350円			1時間	回数利用券による場合11回	

附属会議室	王子公園	[略]
	諏訪山公園	会議室 1時間につき 1,000円
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
夜間照明設備	魚崎浜公園	[略]
	遠矢浜公園	[略]
	王子公園	[略]
	磯上公園	30分につき 3,000円
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

別表第3（第16条の2関係）

(1) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	利用料金								個人利用	団体利用
			独占利用							時間利用		
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日				
[略]	[略]	[略]	[略]									
陸上競技場	しあわせの森	障害者・高齢者	土・日・祝				7,200円			1時間	1人1回	
			その他				6,000円			1時間	回数利用券による場合11回	

										き 1,500 円	
	その 他の 者	土・ 日・ 祝	6,900 円	9,200 円		16,100 円			1時間 1人 1回 2,300 円	200円	
	その 他		5,700 円	7,600 円		13,300 円		1時間 回数 利用 券に よる 場合 11回 につ き 2,000 円			
[略]	[略]	[略]	[略]								
体育 館	しあ わせ の森	障害 者・ 高齢 者	全面 7,500 円	10,000 円	7,500 円	17,500 円	17,500 円	25,000 円	1時間 2,500 円		
			半面 3,600 円	4,800 円	3,600 円	8,400 円	8,400 円	12,000 円	1時間 1,200 円		
			3分 の1 面 2,550 円	3,400 円	2,550 円	5,950 円	5,950 円	8,500 円	1時間 850 円		
			バド						1面1		

										き 1,000 円	
	その 他の 者	土・ 日・ 祝				13,200 円			1時間 1人 1回 1,900 円	150円	
	その 他					11,000 円		1時間 回数 利用 券に よる 場合 11回 につ き 1,500 円			
[略]	[略]	[略]	[略]								
体育 館	しあ わせ の森	障害 者・ 高齢 者	全面 6,900 円	9,200 円	6,900 円	16,100 円	16,100 円	23,000 円	1時間 2,300 円		
			半面 3,300 円	4,400 円	3,300 円	7,700 円	7,700 円	11,000 円	1時間 1,100 円		
			3分 の1 面 2,300 円	3,100 円	2,300 円	5,400 円	5,400 円	7,700 円	1時間 800 円		
			バド						1面1		

								時間 300円		
								卓球 台	1台2 時間 250円	
	その 他の 者	全面	11,400 円	15,200 円	11,400 円	26,600 円	26,600 円	38,000 円	1時間 3,800 円	
		半面	5,700 円	7,600 円	5,700 円	13,300 円	13,300 円	19,000 円	1時間 1,900 円	
		3分 の1 面	3,900 円	5,200 円	3,900 円	9,100 円	9,100 円	13,000 円	1時間 1,300 円	
		バド ミン トン コー ト							1面1 時間 400円	
		卓球 台							1台2 時間 350円	
[略]	[略]	[略]	[略]							

備考 [略]

(2) [略]

									時間 250円	
									卓球 台	1台2 時間 200円
	その 他の 者	全面	10,500 円	14,000 円	10,500 円	24,500 円	24,500 円	35,000 円	1時間 3,500 円	
		半面	5,250 円	7,000 円	5,300 円	12,300 円	12,300 円	17,600 円	1時間 1,750 円	
		3分 の1 面	3,500 円	4,700 円	3,500 円	8,200 円	8,200 円	11,700 円	1時間 1,200 円	
		バド ミン トン コー ト							1面1 時間 350円	
		卓球 台							1台2 時間 300円	
[略]	[略]	[略]	[略]							

備考 [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 令和4年7月1日

ア 別表第1第1号の表の改正規定（「野球場」を「少年球技場」に改める部分に限る。）

イ 別表第1第2号の表の改正規定（遠矢浜公園の項を削る部分に限る。）

ウ 別表第2第6号の表の改正規定（同表野球場の項中「遠矢浜公園」を削る部分及び第3球技場の項の次に少年野球場の項を加える部分に限る。）

エ 別表第2第7号の表の改正規定（同表夜間照明設備の項中「遠矢浜公園」を削る部分に限る。）

オ 別表第3第1号の表の改正規定

(2) 次に掲げる規定 令和4年10月1日

ア 別表第1第1号の表の改正規定（磯上公園の項を削る部分に限る。）

イ 別表第1第2号の表の改正規定（磯上公園の項を削る部分に限る。）

ウ 別表第2第6号の表の改正規定（同表球技場の項中「磯上公園」を削る部分に限る。）

エ 別表第2第7号の表の改正規定（同表夜間照明設備の項中「遠矢浜公園」を削る部分を除く。）

(3) 附則第3項の規定 公布の日

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の使用に係る使用料の徴収及び利用料金の収受については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の神戸市都市公園条例を施行するために必要な許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

理 由

使用料改定等に当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

都市公園占用許可使用料及び有料公園施設利用料金の改定、有料公園施設及び附属設備の変更・廃止、並びに、管理許可施設の新設のため、神戸市都市公園条例の一部を改正する。

2. 内 容

(1) 都市公園占用許可使用料改定

道路占用料の改定に伴い、都市公園占用許可使用料を改定する。

区分	現行	改正（案）
電柱等	284 円/本/月	<u>298 円/本/月</u>
ガス管等(5 cm未満)	17 円/m/月	<u>18 円/m/月</u>
ガス管等(5 cm以上)	37 円/m/月	<u>39 円/m/月</u>
電線等	52 円/m/月	<u>55 円/m/月</u>
変圧塔等	316 円/m ² /月	<u>333 円/m²/月</u>
道路等(地下)	94 円/m ² /月	<u>99 円/m²/月</u>
橋等(高架)	316 円/m ² /月	<u>333 円/m²/月</u>
公衆電話等	105 円/m ² /月	<u>111 円/m²/月</u>
防火用貯水槽等	94 円/m ² /月	<u>99 円/m²/月</u>
工事用板囲い等	46 円/m ² /日	<u>36 円/m²/日</u>
仮設工作物(競技会等)	18 円/m ² /日	<u>19 円/m²/日</u>
仮設工作物(集会等)	12 円/m ² /日	<u>13 円/m²/日</u>
普通索道(架空部分)	52 円/m ² /月	<u>55 円/m²/月</u>
貨物索道(架空部分)	37 円/m ² /月	<u>39 円/m²/月</u>
普通索道等(架空以外)	158 円/m ² /月	<u>166 円/m²/月</u>
特殊索道	234 円/m ² /月	<u>247 円/m²/月</u>

(2) しあわせの森陸上競技場・体育館の利用料金改定

しあわせの森陸上競技場の陸上トラックについて、天然クレイ系舗装から合成ゴム製全天候型舗装に変更するとともに、同体育館について、空調設備の新設を行った。

これらの改修により施設の機能が向上したため、指定管理者が収受する利用料金の上限を改定する。

				現行	改正(案)
陸上 競技場	独占 利用	障害者・高齢者	土日祝	1,100 円/h	<u>1,250 円/h</u>
			その他	900 円/h	<u>1,050 円/h</u>
		その他	土日祝	1,900 円/h	<u>2,300 円/h</u>
			その他	1,600 円/h	<u>1,900 円/h</u>
	個人 利用	障害者・高齢者		100 円/h	<u>150 円/h</u>
		その他		150 円/h	<u>200 円/h</u>
体育館	全面	障害者・高齢者		2,300 円/h	<u>2,500 円/h</u>
		その他		3,500 円/h	<u>3,800 円/h</u>
	半面	障害者・高齢者		1,100 円/h	<u>1,200 円/h</u>
		その他		1,750 円/h	<u>1,900 円/h</u>
	1/3 面	障害者・高齢者		800 円/h	<u>850 円/h</u>
		その他		1,200 円/h	<u>1,300 円/h</u>
	バドミントン (1 面)	障害者・高齢者		250 円/h	<u>300 円/h</u>
		その他		350 円/h	<u>400 円/h</u>
	卓球台 (1 台/2 時間)	障害者・高齢者		200 円/2h	<u>250 円/2h</u>
		その他		300 円/2h	<u>350 円/2h</u>

(3) 遠矢浜公園の有料公園施設の変更及び使用料の改定

遠矢浜公園の区域が一部縮小されるため、遠矢浜公園野球場を少年専用の球技場に変更し、使用料を改定する。また、夜間照明設備についても廃止する。

なお、名称は遠矢浜公園少年球技場に変更する。

	現行	改正(案)
土日祝	1,450 円/時間	<u>750 円/時間</u>
その他	1,200 円/時間	<u>600 円/時間</u>

(4) 磯上公園球技場の廃止

磯上公園北側に体育館を建設し、球技場機能を港島南球技場に移転することから、磯上公園球技場を廃止する。

(5) 諏訪山公園附属会議室の廃止

花と緑のまち推進センターの縮小に伴い、諏訪山公園内にある附属会議室の貸し出しを廃止する。

(6) 北神戸田園スポーツ公園における管理許可施設の新設

北神戸田園スポーツ公園において、3面ある球技場の一部を柔軟に利用できるよう、多目的コートとして管理許可施設に加え、使用料を新たに設定する。

公園施設名	使用料
多目的コート	1平方メートル1月につき 37円

3. 施行期日

- (1) (5) (6) … 令和4年4月1日施行
- (2) (3) … 令和4年7月1日施行
- (4) … 令和4年10月1日施行

第25号議案

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の設置）	（施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の設置）
第30条の2 [略]	第30条の2 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前2項の規定にかかわらず、 <u>都心機能高度集積地区</u> において施設（当該施設の敷地が当該地区の内外にわたる場合は、当該施設の全部）の用	3 前2項の規定にかかわらず、 <u>第27条第2項の規定により自転車駐車場の設置をしないこととした施設及び第30条第2項の規定により自転車駐</u>

途を変更しようとする者は、前2項の規定による自転車駐車場の設置をしないことができる。

(施設を譲り受ける場合の自転車駐車場の設置)

第30条の3 自転車駐車場を設置した施設（第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項及び第31条の規定により自転車駐車場を設置した施設に限る。）を譲り受けたもの（以下この条において「譲受者」という。）は、当該施設（当該施設のうち、この条例の施行の日前に建築された部分（第34条に規定する者が行つた当該工事に係るものを含む。）を除く。）をすべて新築したものとみなして第27条第1項、第28条及び第29条の規定により算定した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

2 譲受者は、第27条第1項、第28

車場の設置をしないこととした増築後の施設（当該施設のうち、神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例（令和2年10月条例第22号）の施行の日前に建築された部分を除く。）に係る用途の変更をしようとする者は、前2項の規定による自転車駐車場の設置をしないことができる。

条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項及び第31条の規定により設置された自転車駐車場の譲受けをもつて前項の規定による自転車駐車場の設置に代えることができる。ただし、譲り受けた自転車駐車場を自転車駐車場の用に供さない場合は、この限りでない。

(自転車駐車場の構造及び設備)

第32条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項、第30条の3第1項及び前条の規定により設置される自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 [略]

(自転車駐車場の設置の届出)

第33条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項、第30条の3第1項及び第31条の規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を市長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 [略]

(自転車駐車場の構造及び設備)

第32条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び前条の規定により設置される自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 [略]

(自転車駐車場の設置の届出)

第33条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び第31条の規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を市長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 [略]

(自転車駐車場の管理等)

第35条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項、第30条の3第1項及び第31条の規定により設置された自転車駐車場(第30条の3第2項の規定により譲受けをもって設置に代える自転車駐車場を含む。)の所有者及び管理者は、当該自転車駐車場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

2、3 [略]

4 都心機能高度集積地区に設置した自転車駐車場の所有者及び管理者が、都市空間の有効活用を図るため当該自転車駐車場を自転車駐車場以外の目的に使用しようとする場合であって、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出たときは、前3項の規定は適用しない。

(自転車駐車場の管理等)

第35条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び第31条の規定により設置された自転車駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車駐車場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

2、3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(以下「新条例」という。)第30条の2第3項の規定は、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例第33条第1項前段の規定による届出を行った

者については適用しない。

- 3 新条例第32条第2項の規定は、第30条の3第2項に規定する第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項及び第31条の規定により設置された自転車駐車場（以下この項において「既設自転車駐車場」という。）が神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例（平成27年3月条例第56号）による改正後の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例第32条第2項の適用を受けない自転車駐車場である場合は、当該既設自転車駐車場については適用しない。

理 由

三宮駅周辺等における商業・業務などの都市機能に特化した土地利用を誘導すべき地域である都心機能高度集積地区において、既存の施設に設置されている自転車駐車場を空間の有効活用を図るものとして他の目的に転用をしようとする事業者、並びに用途を変更しようとする事業者に対して、自転車駐車場の附置義務を免除する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備 に関する条例の一部を改正する条例について

1. 趣 旨

三宮駅周辺等における商業・業務などの都市機能に特化した土地利用を誘導すべき「都心機能高度集積地区」において、既存の施設に設置されている自転車駐車を都市空間の有効活用を図るものとして他の目的に転用しようとする事業者、並びに用途を変更しようとする事業者に対して、附置義務を免除することとし、条例を改正する。

2. 内 容

(1) 「都心機能高度集積地区」内における既存施設の附置義務の取扱い

- ・「都心機能高度集積地区」内において、本条例に基づき既に設置されている自転車駐車場について、都市空間の有効活用を図るものとして他の目的に転用する場合には、届出の上、設置及び管理等にかかる義務を免除する。
- ・同地区内において、施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の増設義務を免除する。

(2) その他

- ・附置義務駐輪場を設置している施設を譲り受けた場合の取り扱いについて、規定を追加する。

3. 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

(参考) 都心機能高度集積地区

